

むつ市議会第193回定例会会議録 第5号

議事日程 第5号

平成19年9月11日（火曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問（市政一般に対する質問）

（1）34番 飛内賢司 議員

（2）31番 杉浦洋 議員

（3）18番 佐藤司 議員

（4）4番 堺孝悦 議員

（5）28番 東谷良久 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（53人）

1番	山	本	留	義	2番	白	井	二	郎
3番	村	中	徹	也	4番	堺		孝	悦
5番	川	端	一	義	7番	菊	池	一	郎
8番	新	谷		功	9番	濱	田	栄	子
10番	高	田	正	俊	11番	村	川	壽	司
12番	柴	田	峯	生	13番	東		健	而
14番	澤	藤	一	雄	15番	石	田	勝	弘
16番	杉	浦	守	彦	17番	富	岡	幸	夫
18番	佐	藤		司	20番	横	垣	成	年
21番	工	藤	孝	夫	22番	大	澤	敬	作
23番	斉	藤	孝	昭	24番	菊	池	広	志
25番	川	下	八十	美	27番	東	谷	正	司
28番	東	谷	良	久	29番	立	石	政	男
30番	竹	本		強	31番	杉	浦		洋
32番	福	永	忠	雄	33番	板	井	磯	美
34番	飛	内	賢	司	36番	田	澤	光	雄
37番	徳			誠	38番	佐々	木		肇
40番	坂	井	一	利	41番	野	呂	泰	喜
43番	目	時	睦	男	44番	田	高	利	美
45番	澤	田	博	文	46番	菊	池		清
47番	佐々	木	隆	徳	48番	松	野	裕	而
49番	工	藤	清四	郎	51番	杉	本	清	記
52番	慶	長	徳	造	53番	千	賀	武	由
54番	柏	谷		均	55番	本	間	千佳	子
56番	半	田	義	秋	57番	坪	田	智十	司
58番	中	村	正	志	59番	富	岡		修
60番	川	端	澄	男					

欠席議員（7人）

6番	小	林		正	19番	久保	田	昌	司
26番	千	船		司	35番	赤	松		功
39番	鎌	田	ちよ	子	42番	工	藤	直	義
50番	服	部	清三	郎					

説明のため出席した者

市長	宮下	順一郎	副市長	田頭	肇
収入役	田中	實	教員	山本	文三
教育長	牧野	正藏	公営企業者	杉山	重一
代監査委員	菊池	十皿夫	選挙管理委員会	佐々木	鉄郎
農委委員	立花	順一	総務部長	齋藤	純
総務部長	西堀	敏夫	企画部長	阿部	昇
企画部長	近原	芳栄	民生部長	佐藤	吉男
保健福祉部長	佐藤	節雄	経済部長	佐藤	純一
建設部長	成田	豊	建設部長	石田	三男
教育部長	新谷	加水	公企業局	小川	照久
監査委員	遠藤	雪夫	企画部長	千船	藤四郎
企画課	奥島	慎一	企画課	鈴木	克郎
保福次	鴨澤	信幸	保福副介課	佐々木	順
経副農課	櫛引	恒久	選挙管理委員会	大芦	清重
農委事務	村川	修司	経済部長	中嶋	達朗
川所	工藤	昭治	川産課	小濱	琴一
大所	伴	邦雄	協野舎	船澤	桂逸
総務課	松尾	秀一	協野舎	吉田	真

部課係查
務務政
總總行主

澁 田 剛

事務局職員出席者

事務局長 小 島 昭 夫
總括主幹 工 藤 昌 志
庶務係長 金 澤 寿 々 子
調査係查 石 田 隆 司
議事係事 井 戸 向 秀 明

次 長 高 田 文 明
總括主幹 柳 田 論
庶務係查 濱 村 勝 義
議事係任 葛 西 信 弘

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（川端澄男） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は52人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（川端澄男） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

まず、9月6日の中村正志議員の一般質問において発言のありました議事進行につきましては、9月7日の本会議終了後に開催されました議会運営委員会において一部事務組合下北医療センター議会及び下北地域広域行政事務組合議会に関する事項については、これまでの議会運営委員会の申し合わせのとおり取り扱うことが確認されておりますので、ご了承願います。

次に、9月7日本会議終了後の議会運営委員会において、議員58名から提出がありましたむつ市議会会議規則の一部を改正する規則、むつ市議会委員会条例の特例に関する条例及び道路整備の推進に関する意見書については、9月14日の本会議に議員提出議案として上程することが決定しておりますので、ご報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（川端澄男） 本日の会議は議事日程第5号により議事を進めます。

◎日程第1 一般質問

○議長（川端澄男） 日程第1 一般質問を行いま

す。

今日は、飛内賢司議員、杉浦洋議員、佐藤司議員、堺孝悦議員、東谷良久議員の一般質問を行います。

◎飛内賢司議員

○議長（川端澄男） まず、飛内賢司議員の登壇を求めます。34番飛内賢司議員。

（34番 飛内賢司議員登壇）

○34番（飛内賢司） おはようございます。むつ市政公明クラブの飛内賢司であります。宮下市長になり初めてであり、また私にとっては最後の一般質問となりますが、通告に基づきまして質問をいたします。

質問事項の1番目として、道の駅について。要旨といたしましては、生産者に意欲と市民に交流の場をということであります。平成11年の少し古い資料であります、その時点で全国には約470カ所の道の駅がありました。青森県では14カ所、私の知っている範囲であります、いつ見ても大勢の人でにぎわっているのは、「しちのへ」、「ひろさき」、「なみおか」であります。県外では、秋田県の「たかのす」、「にしめ」、「象潟」、ここは展望台浴場があります。さらには、ドンパン節の里の「なかせん」、小野小町の里「おがち」、山形県では温海温泉のあるまちの「あつみ」、新潟県ではチューリップ栽培の盛んな豊栄市の「豊栄」、村の特産品を販売する物産会館、民家を移築したまたぎの家、日本の郷土玩具を集めた日本玩具歴史館、このような施設がそろっている道の駅「朝日」、北海道の「ニセコビュープラザ」、これらの駅には地元の特産品にしゅんの野菜や果物、それらは生産者が名前と値段をつけて、所狭しと並べてあります。それはまた、お互いの産品を見て知識や技術を学び、生産意欲を高めている

のではないのでしょうか。私どもの住んでいるむつ市にも一応ありますが、人口が一番多くて観光客の流れが一番多い下北の玄関口旧むつ市にないということは、経済的にも大いなる損失と思うところでもあります。

そこで市長は、市長選において7つの公約を掲げ、その中でむつ市の農水畜産物は地域の誇り、地域ブランド化して販売促進をするとして産業の活性化を提唱しており、それがひいてはむつ市で働くを基本に市内企業の充実につながっていくのではないのでしょうか。それに対してのお考えを伺うところでもあります。

質問事項2番目には、クマ・サル牧場についてと題し、要旨は農業被害を防ぐことと観光資源としてであります。

まず、クマについてであります。やはりことしもうすぐ民家のそばまで来て、トウモロコシを食べられました。昨年は小学校の廊下のガラスを破ったり、学校前にあるサクラノボの実を2晩にわたり食べられました。それ以来小学生たちはクマよけの鈴をつけて登下校しております。何年前には、私の家のすぐ後ろのトウモロコシが食べられ、玄関の前を歩いた足跡が残されておりました。このような状況の中で、人的被害がなく、まずはほっとしているところでもあります。

次の動物はサルであります。何日か前にも私どもの地区に来まして、追い払いに手伝いをしてきました。来れば必ず農業被害が出ます。サルがそのあたりにいる間、自分の畑を守るために見張りをしているのですが、それでも取られることがあります。ことしは、まだ聞いていませんが、昨年はサルに囲まれ大声で助けを求めた女の人が2人おりました。しかし、そんな悪さをするサルでも、親サルの背にちょこんと乗っている姿や、小猿たちの遊ぶさまは本当にかわいいと言っているのです。そのような状況は脇野沢の野猿公苑でもよく

おわかりのことと思います。

前段のクマも後段のサルも動物愛護と種の保存のためにも、さらにはそれが観光資源となると思いますので、ぜひ前向きなお答えをいただきたく期待しております。

質問事項3番目ではありますが、松前町との交流をと題し、要旨は市の先駆者、中川五郎治氏をたたえてであります。川内にある碑には、次のように書いてあります。

日本種痘の先駆者中川五郎治は、明和5年(1768年)この地に生まれた。長ずるに及んで蝦夷地に渡り、幕府の経営する択捉漁場に勤務していたところ、文化4年(1807)年、ロシア人の侵攻を受けて、シベリアに拉致された。その地にあること5年有余、よく生を得て文化9年に帰国を果たした。五郎治は、ロシアで牛痘種痘法を学び、種痘の本2冊を携えて帰った。文政7年(1824年)松前で田中イク11歳に施したのが我が国最初の種痘と言われる。種痘の本は、後に馬場佐十郎が訳し、利光仙庵により「魯西亜牛痘全書」と題して出版され、日本の医学の進歩に貢献した。五郎治は、豪気かつ細心な人柄で、虜囚の身にあっても日本人としての矜持を失わず、かの地の人々に敬意の念さえ抱かせたという。嘉永元年(1848年)、80歳をもって、松前でその生涯を終えた。ここに中川五郎治が北の地川内町に生誕したことを町民の誇りとし、その功績をたたえ、長く後世に伝えるため、この碑を建立した。

これは、平成16年9月に役場新庁舎落成記念を機に完成除幕されたのであります。そして、松前では、川内より先の平成10年に顕彰碑が建てられたということでもあります。

話が少しさかのぼりますが、当時の議長でありました可香議長と知り合いになりまして、議長以下6名の松前町議会厚生文教常任委員会が平成5年10月21日に来町いたしました。それからしばらく

く間があきましたが、菊池前町長と平成14年5月8日と9日に表敬訪問をし、当時の松村町長に助役、齊藤副議長に可香元前議長、この方々と親しくお話ができたのであります。その年の7月25日には行政連絡員が視察研修をいたしました。そして、10月5日には、松前フラミングという野球チームが齊藤副議長を筆頭に来町いたし、親善試合をしたのであります。そのチームは、50歳以上の各階層の方々であり、試合終了後の懇親会では大いなるにぎわいを見せ、来年は松前でとの約束をしたものの、実現不可能の状態まで今日に至っております。旧むつ市では、大分以前から会津若松市との交流がありますが、川内にとっても貴重な文化財であります。

また、歴史的な立場から見ますと、平成15年1月5日から東奥日報日曜版で1年間にわたり「風に立つ人よ」と題して蛸崎城の武田信純を主人公に、当時地元の高校の村元先生が書いてくれました。題名にある風について村元先生は、風の前に立ち、なおかつ前進する。困難に立ち向かう勇気や冒険心、そして夢をつかもうとする努力、現代人、特に若者たちに一番欠けているものではないか。夢は自分で見つけるもの、人生は自分の力で切り開いていくものだということを作品から感じ取ってもらえたらうれしい。寒風と向き合いながら生きる下北の人々と重ね合わせたところもあると書いてあります。

物語の最後は、落城蛸崎城、康正3年2月25日夜明け前のことでもあります。こうして蛸崎蔵人信純の乱は終わったかに見えた。がしかし、それから数日後、蝦夷地は松前の岬に立ち、海峡越しに半島を見ている一団がいたのだ。一行は海から吹きつける風に向かって身じろぎもせずに立っていた。それが後に松前藩の祖となる信純父子であった。

このように550年くらい前からのつながりから、

中川五郎治までのことをお酌み取りいただき、ぜひ前向きにお考えいただければ幸甚至極であります。

○議長（川端澄男） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 飛内議員のご質問にお答えいたします。

まず、道の駅についてのご質問であります。道の駅は国土交通省が、長距離ドライブがふえ、女性や高齢者のドライバーが増加する中で道路交通の円滑な流れを支えるため、一般道路にも安心して利用できる休憩のための施設が必要ではないかということから、平成3年に山口県、岐阜県、栃木県に試験的に整備したのが始まりで、平成16年8月10日現在で全国に785駅登録されているものであります。むつ市では、平成5年、川内地区の野平高原交流センター、平成6年脇野沢地区のリフレッシュセンター鱒の里が道の駅に認定されております。これらの休憩施設では、地域の文化、名所、特産物などを活用しながらさまざまなサービスが提供されますが、議員ご指摘の安くて新鮮な生産物を提供するという点では、この2カ所の道の駅のほかにもむつ下北地域では野菜や花卉の栽培に取り組んでいる女性グループが「下北半島いきいき産直ネット21」という組織を結成し、旧むつ市に3カ所、大畑地区に1カ所、東通村に2カ所、佐井村に1カ所、大間町に1カ所設置された産地直売所を8カ所で営んでおります。

また、定期的に神社等で開かれる朝の市、むつ市イベント広場での一の市、三の市、さらには地域のイベントや産業まつりなどでは新鮮で生産者の顔の見える農産物など産直品を手にすることができます。

道の駅には、基本的なコンセプトがございます。休憩施設としての利用のしやすさ、道の駅相互の機能分担の観点から適切な位置にあること、無料

で利用できる十分な容量の駐車場と清潔なトイレを備えるとともに、それらの施設及び施設間を結ぶ主要な歩行経路のバリアフリー化が図られること、利用者に多様なサービスを提供する施設であって、道路及び地域に関する情報を提供する案内所または案内コーナーが備わっていること、さらに駐車場、トイレ、電話は24時間利用可能であることなどとなっております。

このような条件を満たす道の駅の建設計画を想定した場合、現在の市の財政状況では厳しいものがございます。旧むつ市には、類似施設としてむつ来さまい館及びむつ下北観光物産館がございます。既存の施設であっても道の駅のコンセプトを満たす施設であれば、その施設の都道府県の関連する道路管理者の推薦することを証する資料を添えて申請し、整備することは可能であります、国道、県道沿いではないことがネックになり難しいと考えられます。

このようなことから、市といたしましては、現在の施設の利活用を図ることを第一に進めていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、クマ・サル牧場についてのご質問にお答えいたします。農業被害を防ぐことと観光資源としてについてであります。クマ牧場と称される施設は、北海道に4カ所、本州に4カ所、九州に1カ所と全国に9カ所あるとされております。これらの施設では、それぞれの地域に生息するヒグマやツキノワグマを地域資源として観光的視野でとらえ、飼育展示をしているようではありますが、平成2年ごろから国内外の動物福祉団体より飼育環境が劣悪であるとした非難を浴びるようになり、また平成17年には社団法人日本動物園水族館協会から数カ所の施設に対して飼育頭数の適正化や観客からのえさやり等について施設改善勧告が出されるなど、飼育方法等に課題を抱えている状況に

あると伺っております。本市では、平成9年度に秋田県阿仁町で運営しておりますマタギの里熊牧場を訪れ、運営状況等について調査を行っておりますが、施設内で小グマが生まれ、飼育頭数が膨らんでくことや、近親交配が懸念される等飼育管理体制のあり方や採算性に問題がある等が報告されております。

サルにつきましては、脇野沢地区において、野猿公苑が保護管理施設として設置されており、この施設は昭和56年度に3,250万円で建設し、翌昭和57年に暴れザル72頭を捕獲し、被害軽減策を主としながら、観光面での活用を図ったものであります。平成18年度の入園者数は6,161人で、入園料収入は115万5,200円となっており、これに対しまして管理費用は年間約350万円要しております。

全国的には天然記念物として指定を受けた地域の中で、6地域が観光活用を図っておりますが、岡山県高梁市や大阪府箕面市では管理に手をやり、飼育をしていた動物公園の廃止を行うなど、教育観光資源としての活用に限界があると伺っております。飛内議員ご質問のクマ・サル牧場の設置につきましては、囲いの中で飼育されている野生動物が観光客のニーズに即したものであるのか、また施設による飼育が農作物被害防止に果たす効果が明確でないことや採算性に課題があり、設置後の費用負担等からも現状では牧場設置を検討する状況にないことをご理解賜りたいと存じます。

次に、松前町との交流をのご質問にお答えいたします。旧川内町で生まれ、松前町において生涯を閉じました中川五郎治氏のゆかりがありますので、松前町と交流してはどうかのご質問であります。下北かるたには、「ロシアから五郎治持ち帰る」というふうなことで、それをたたえております。五郎治氏は、陸奥の国下北郡川内村、現在のむつ市に生まれ、若いころから北海道に渡り、

商家に奉公するなど働いておりましたが、択捉島の番人小頭のときにロシア軍の襲撃に遭い、シベリアに抑留された5年余りの間にロシア語を習得し、種痘書を読み、天然痘の怖さと予防法を勉強したそうであります。帰国を許されたとき、種痘書を携えて松前に帰郷、文政7年、天保6年、12年と3回にわたって天然痘が流行した際に、種痘術を実施し、多くの人々の命を救ったことが記録に残されております。この日本種痘の先駆者としての偉大な功績に対して松前町と旧川内町では記念碑が建立されており、私も中川五郎治氏とむつ市川内町が生誕の地ということを誇りに思っているところであります。

交流関係について申し上げますと、昭和59年9月23日に福島県会津若松市と明治3年会津藩が斗南藩に移封され、むつ市田名部に藩庁が置かれたという歴史が取り持つ縁で姉妹都市として締結しております。また、昭和46年3月2日にむつ市恐山と北海道の旧恵山町の恵山の霊場が酷似していることから、旧恵山町と姉妹観光都市として交流しておりますが、平成16年12月1日に旧恵山町が函館市に編入合併となったことから、現在静観しているところであります。

さらに、国際交流面では平成7年8月13日にワシントン州ポートエンジェルズ市と姉妹都市の盟約を締結しております。これは、平成2年にポートエンジェルズ市のボランティアミュージカルグループがむつ市を訪れ、市民と一緒にコンサートを開いたのがきっかけで、むつ国際交流協会が中心となり表敬訪問、親善使節団派遣などの交流が今でも続いております。

北海道との交流では、下北の観光の活性化等を目的として、むつ市、佐井村、風間浦村、大間町が連携し、北海道の函館市、恵山町、戸井町、榎法華村、南茅部町の連携団体とパンフレットの発行や情報交換等の交流を行ったこともございま

す。旧川内町では、平成14年に松前町との交流を3回ほど実施したそうですが、その後途絶えているということでもあります。

都市間交流は、行政主導で行うとどうしても盛り上がりならず、長く続かない場合が多いとされております。さらに、合併後の新むつ市にとって、まだまだ中川五郎治氏が知られておらないのではと危惧しておりますことから、教育委員会の協力を得ながら、児童・生徒の学習の場に取り上げていただき、観光パンフレットなどに紹介するなど、中川五郎治氏の偉業の周知に努めることも含めて、交流の機会を検討してまいりたいと考えております。

なお、昨日私川内庁舎のほうに行きまして、その功績等々を確認させていただきました。また、合併によってむつ市が大きな宝物を私見つけた思いをいたしております。

そこで、その展示の状況等を調べました。今現在川内公民館でコーナーをつくって、その治績を顕彰しているという現状を拝見し、またご先祖のある泉龍寺ももうでてまいりました。その意味からして、私は公民館で展示するのがいいのか、それから庁舎のほうで展示するのがいいのか、そういうふうなこともあわせて今後十分に検討して、私たちの地域の誇りである中川五郎治氏を顕彰していきたい、こういうふうに思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（川端澄男） 34番。

○34番（飛内賢司） 財政的な面で道の駅は大変だということは私も重々承知のうえで提言したわけなのですが、各地に点在しているそのような産品の直売所あたりだと、どうしても知名度が低いというようなことを言わざるを得ません。道の駅だと、それが全国版でのっかってくるわけですから、むつ市のあそこには道の駅があるのだと、そういうふうなことでは直接そこへ向かってこれる人も

あるだろうと思います。確かに市長さっき言われました大間町とか東通村とか、いろんな方面では産直の場所がありますけれども、やっぱりできるだけむつ市は下北全体の中心の産業の場、経済の交流の場ですから、まずそのあたりを今後、今後でいいです。財政的なこともありますので、やはりそれはご検討願えればと思います。

なお、今盛んに話題になっている旧アークスプラザ、そこは面積が広い状態ですから、テナントとか、いろんなそういう話、計画もあるようですから、そういうような場所でもいいのではないかなと私個人的には考えておりますので、そのことも今後参考にしていただければと思います。

それから、クマ、サル牧場についてであります。これもやはり財政上の問題ということも承知のうえなのです。ただ、根底には、サルについては農業被害を防ぐということ、それから結構数がふえ過ぎている状態もありますので、区域指定をしていただきたい。区域指定をすることによって、ある程度種の保存のための数は抑えられるような体制がとれるのではないかなという気がするのです。ですから、やっぱり区域指定をする、農業被害を防ぐということは、農業に携わる方々の健康維持、存続させるために必要なことなのです。サルのために、いや、畑に行くのも大変だ、もうやっても何も効果ない、やめたということは年寄りにとっては一番大変な状態なのです。ですから、そのあたりもひとつお考えのうえ、公園までは無理だとしても、やはり農業被害を防ぐために区域指定をする、種の保存のために適当な数、それを決める、限定するということが私は大事ではないかなと思います。まずそれはそのあたりで置きたいと思います。

それから、市長はたまたま川内に行かれまして、中川五郎治さんのいろんな資料なんか公民館に飾ってあるのをごらんになったようなのですが、私

もこの前行って、それがありますよということで実際見てきたのです。そういうふうな私も川内にとって近代では、最高の文化財なのです。ですから、いろんな地域との交流、旧むつ市であるということも知っています。それから、また逆に旧川内町でも松前町との交流はなくても、台湾の高雄市との姉妹提携、そういうふうなものもありました。ですから、今こういうふうなところに、またそれをさらに加えるということは大変だと思います。

それから、行政でやるということは、なかなか困難な部分があるということも承知しております。そう言いながらも、松前町との交流については、先ほど私が申し上げましたが、高校の村元先生がおっしゃったそういうふうな古い時代の歴史のこともありますので、ぜひこれは、行政間の交流は無理だとしても、いろいろとそういうふうなつながりがとればなというような気がするのですが、まずそのあたりでひとつお答えいただきたいと思います。

○議長（川端澄男） 市長。

○市長（宮下順一郎） 先ほど壇上で、下北かるたの部分でちょっと言葉を落としていたところがございました。訂正をいたします。「ロシアから五郎治種痘持ち帰る」ということで、「種痘」という言葉がちょっと落ちておりましたので、訂正しておわび申し上げます。

松前町との自治体間交流ということは、今飛内議員ご承知のとおり、公共団体同士というのはなかなか時間もかかりますし、これまでの例を見ますと、なかなかこれが盛り上がりこないというふうなこともございます。その意味からして、私はこの中川五郎治氏が、先ほど壇上でも申し上げましたとおり、むつ市の先人として宝物であると。やはりこれを多くのむつ市民がまずそれをしっかりと認識をして、そして子供たちにも伝え全国に

発信をしていくべきでないのかと、こういうふうな思いをしております。

また、昨日菩提寺であります泉龍寺にお伺いし、お尋ねをいたしましたら、医学生がこの医学史の点から墓参に参っていると。それは、やはり弘前大学の麻酔科の教授であります松木知明先生がその部分で、中川五郎治氏が医学書、医学誌として非常に著書を多く書かれていると。それらも川内公民館のほうに展示されております。

さらに、ジェンナーの、日本でも本当に1枚か2枚しかないというお話を伺っておりますけれども、その部分での肖像画もあるというふうなことを私きのう確認をいたしました。それらをしっかりと保存をし、そして市民の多くの方々に見ていただくような形を今後しっかりととって行って、郷土の誇りという形で中川五郎治氏を褒めたたえ、私たちの先人ということでしっかりと将来の子供たちに伝えていく。さらに、医学史の部分からも、大いに医学生の方々がこの川内地区を訪れて中川五郎治氏の業績を研究していただきたい、こういうふうにしております。しっかりと私はこの部分については飛内賢司議員の意を酌みまして、中川五郎治氏の顕彰に今後しっかりと取り組んでいきたいということにさせていただきたいと思っております。

○議長（川端澄男） 34番。

○34番（飛内賢司） 道の駅あるいはクマ牧場についてのお答えはありませんでしたが、ただサルの方の部分で、やはり種の保存のために適当な数はどれくらいなのか、あるいは区域指定ができるのか、まずそのあたりをお答えいただければ幸いです。というような気がします。

8月25日から3日間北海道に行き、道の駅などを視察、最終日には松前町を表敬訪問、中川五郎治の墓まで案内してもらい、線香を上げてきたのですが、松前町では前田町長に松尾副町長、齊藤

議長が公務ご多忙にもかかわらず対応していただきました。松前町には、文化勲章を受けた方々が2人おり、その先生の功績をたたえて、さらに先生方に続いてほしいとの願いを込めて子供たちを指導していると。何年も何十年も先を見越してと41歳の前田町長は熱っぽく語っておりました。その受章者は、書道の金子鳴亭先生、画家の山口蓬春先生であります。地域を大事にし、子供たちを大きく育てようとしている前田町長と、子供は地域の宝物としている市長とは、市と町の差はありますが、何かしら意気投合しそうな感じがしております。いつかの一般質問では、市長の多選についての質問もありましたが、今スタートに立った市長にはたくさんの花や木の苗をまき、苗木を植えてほしい。そして、その花はどんな花が咲き、植えた木はどのような実をつけるのか、10年かかっても20年かかっても、それを確認するまでは頑張ってもらいたいと思っております。

さて、議員として最後の議会となりました。さきに壇上に立った方々は市長に敬意と祝意をあらわし、軽々と持ち上げましたが、私の毎日は山に行き、木に語りかけたり、サルやカモシカなどに大声を出してばかり、言葉を忘れてしまいました。それよりも宮下議長の時よりも現在の宮下市長になってからは大分重くなりました。今後は、ますます重厚さが加わることでありましょと期待しております。

本来ならば、町議会議員で終わるところでありましたが、市議会議員として終えることができました。この間2年6カ月、市長を初めとし、行政側の皆様には大変お世話になりました。そして、議員各位には私のようなつたない者でも同僚議員として今日まで導いていただきました。市長を初めとし、皆々様に満腔の謝意を表します。

市議選に立候補する皆様のご健闘を祈り、さらに市長にはご健康に留意され、市民のために頑張

るようエールを送り、質問を終わります。

○議長（川端澄男） これで、飛内賢司議員の質問を終わります。

午前10時50分まで休憩いたします。

午前10時36分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（川端澄男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発言の訂正

○議長（川端澄男） ここで市長より、先ほどの一般質問に対する答弁について、発言の訂正の申し入れがありますので、これを許可いたします。市長。

○市長（宮下順一郎） 先ほどの答弁の中で弘前大学麻酔科松木教授のお名前を間違えて皆様方にお知らせをいたしました。正しくは、弘前大学麻酔科松木明知教授でございます。松木明知教授ということで訂正をさせていただきます。おわび申し上げます。

○議長（川端澄男） これで発言の訂正を終わります。

◎杉浦 洋議員

○議長（川端澄男） 次は、杉浦洋議員の登壇を求めます。31番杉浦洋議員。

（31番 杉浦 洋議員登壇）

○31番（杉浦 洋） 二十数年ぶりの一般質問のため、緊張しておりますので、お聞き苦しい点があるかと思いますが、よろしく願いいたします。

6月定例会にすい星のごとく結成され、10月15日の任期切れをもってすい星のごとく消滅する宿命にあるすい星クラブの杉浦です。活動期間が

3カ月という短い期間しかありませんが、会派の富岡幸夫代表は、すい星のごとく、時にはきらりと光るような活動をしたいという思いを込めて命名したと言っております。会派の中には、限られた短い活動期間であっても、1日24時間、常に意味もなく光輝いている仲間もおり、私も代表の期待にこたえるためにも輝くことはできずとも、ちょっとは光ってみようと思い、一念発起して今定例会において一般質問を通告した次第であります。しかしながら、くじ運に恵まれず、12番ということで、私の通告した問題については、前の方々が詳細に聞き、理事者より答弁をいただけてしまい、私が改めて聞くことがなくなってしまい、戸惑っているところでもありますが、私なりに視点を変えて通告した問題については不穏当、不規則発言にならないよう十分に留意しながら、かつ先輩議員より通告外だと厳しいご指摘を受けないよう気をつけながら質問をいたしたいと思っております。多少のことは寛大なお心でお目こぼしいただけるのではないかと勝手に淡い期待を持っているところでもあります。

さて、多くの難題、課題を抱えながらも、1市2町1村が将来の夢を託して合併してから早いもので2年6カ月が過ぎました。合併後のそれぞれの地域が新市において取り残されることなく、すべての地区が同様に公平公正な地域振興策が講じられるよう監視し、活動してもらおうという住民各位の期待によって認められた在任特例でありましたが、合併しても何もいいことがなかったという地域の皆様の声を聞くたびに、期待と思いにこたえることができなかつた自分の力不足を痛感し、じくじたる思いであります。

思い起こせば、ややもすると行政改革に逆行しかねない在任特例を認めるか否かという議員の身分の問題が最も大きな難題だったわけであり、さらには時を経て今月末に行われる合併後最初の市

議会議員選挙における議員の定数問題では、人口比例により脇野沢地区に与えられた1名の議員定数に対し、地域の声をより市政に反映させたいとの理由から、もう一名の増員を要望したところ、在任特例を認めるのであれば、住民投票も辞さずとの強硬論を唱えている議員もいて、非常に厳しい状況にあった旧むつ市議会の意見を集約し、自らの議員定数を1名減として脇野沢地区の要望を認めていただいたそのときの議長、宮下現市長並びに旧むつ市議会議員各位のご理解あるご配慮に対し、改めて衷心より感謝を申し上げます。

長い協議の末、佐井村、風間浦村が合併協議会から離脱したときのあの虚脱感から立ち直り、今日の1市2町1村による合併を決めたことがよかったと思ってもらうためにも、合併協議会に委員として参画し、多くの課題について議論を重ね、難産の末合併にこぎつけ、協定書の調印に立ち会った者として、その経緯を踏まえ、財政問題を含めて通告した点について一般質問をいたします。

1項目めの財政運営の基本理念についてお尋ねいたします。まず、第1点目の財政健全化への方策についてですが、杉山前市長がむつ市における喫緊の最重要課題は財政再建であるとしていたことは周知の事実で、今さら言うまでもなく、宮下市長も前市長同様の認識からでしょう、さきの質問者に対し、むつ市の最重要課題は財政再建であるという考えのもとに今後の市政運営を進めていくと答えております。合併協議会においても、一番の関心事は財政問題であり、多くの借金を抱えた市町村同士が合併して本当にうまくいくのかということが議員の方々の素朴な疑問であり、最も懸念していた問題であったということは市長も十分認識されておられたものと思います。その素朴な疑問と大きな懸念を払拭し、議員の皆さんを合併へと導いたのが優秀な職員が苦勞に苦勞を重ねてつくり上げて協議会に示した5年間は合併特例

債を使わずにひたすら財政再建に努めるとした財政シミュレーションであったと私は思っております。宮下市長も議長当時に協議会委員の一人として審議に参画していたわけですから、このことは十分に理解しておられるはずで、当然今後の財政運営においては、協議会に参画した委員の方々と合併協議会のスタッフとして各市町村より集められた協議会職員の方々の思いと苦勞を尊重しつつ、行政手腕を発揮し、一日も早い行財政健全化を図るものと陰ながら期待していたところであります。

そこで、財政健全化への方策についてですが、市長はさきの方にむつ市の財政の現状は好転の兆しが見られるものの、まだまだ厳しい状況であることには変わりはなく、今後とも、より一層財政健全化へ向けて努力していくと答弁されておりますので、細かくは答弁を求めませんが、財政健全化への方法として、原子力関連交付金を恒常的に経常経費である人件費に充当している現状をどう考えているのか、お考えをお聞かせください。

次に、合併特例債に対する認識と活用方法についてですが、前段で申し述べましたように、合併協議会に提示された財政シミュレーションは、協議会だより第3号に掲載して市内全戸に配布され、市民の皆様は合併協議会の考えを示し、ご理解をいただいたものでありまして、新市まちづくり計画及びわかりやすく要点をまとめた概要版にも掲載されております。

脇野沢地区では、平成16年10月に調印して決定した合併協定書をもとに、山崎前村長が合併する直前の平成17年1月12日より順次各地区を回り、村民の意見、要望を聞きながら、合併特例債は5年間使わないことを説明して村民の理解を得たものであります。ちなみに、この地域説明会には議会からも正副議長並びに各常任委員長がオブザーバーとして参加したもので、いわば当時の脇野沢

村議会議員全員も了解し、承知していることでありますから、合併特例債を財源とした庁舎移転改築事業議案に対し、脇野沢地区の議員の方々は、よもや賛成に回らなかったものと理解しております。

しかも、協議会においては事業費の95%に充当でき、後年度に元利償還の70%について普通交付税措置があるという非常に有利な起債といえども借金に変わりはなく、後年度の負担を少なくするとの考えから、合併した4市町村が使える230億円の合併特例債に対し、その30%に当たる69億円という上限を設けていることは既にご承知のことであり、今さら私が申し上げるまでもありません。

合併した他市町村においては、合併と同時にこの合併特例債を目いっぱい活用し、現在その返済に苦しんでいるところもあるやに聞いております。また、合併協議の中で合併特例債の分捕り合戦でもめたという事例もありますし、事前に協定書の中に合併市町村それぞれの地域における合併特例債活用事業を明記した例もある中で、当市の協議会は、前述の財政シミュレーションで示された5年間は合併特例債を使わないという考え方を尊重して賛同し、その後一度も特例債の活用方法については議論をしなかったと記憶しております。このことは、議員の方々が合併がうまくいくもいかないも、唯一財政再建にかかっているといかに深く認識していたかということにほかならないと思います。

しかしながら、現状の合併特例債の活用状況は、有利な起債だから使わなければ損だとの考えで財源に充当し、しかも事業によっては予定した財源が見込めなくなったとの理由で安易に合併特例債に振りかえたというものもあり、みじんも計画性が見受けられないのはいかがなものでしょう。特例債の趣旨から著しく逸脱した使い方だと言わざるを得ません。

さらに、毎年度当初に提示される事業実施予算の概要には、財源内訳を記載せず、年度途中で合併特例債に振りかえるという手法を用いていながら、5年間は使わないという約束の合併特例債は既に使われており、約束は皆無に等しいかのごとき発言さえ見受けられることは甚だ遺憾であります。さきの質問者に対して答弁しております合併特例債を活用した過去2年間の実施された事業名並びに今年度予定されている事業名については、先日行われた総務常任委員会の所管事務調査において詳しい資料が配布されておりますので、この点についての答弁を求めるものではありません。ここでは、合併特例債の意義と今後の活用方法について改めて具体的に市長自身のお考えをお聞かせください。

1項目めの最後に、合併後における旧町村の地域振興についてであります。市長は議長の時、積極的に旧町村の行事等には出席し、それぞれの町村の方々と接する機会を多く持ち、実情を把握しようと努力されていたことは認めるところであり、私にとっては特に脇野沢地域において大雨による土砂崩れにより道路が通行どめになったときに、いち早く出張先より駆けつけていただき、革靴のまま土砂で汚れた道路を現場まで歩いて出向き、被害の大きさに心を痛み、早急に回復するよう各関係機関へ要望、陳情行動を起こすことをお約束いただいたときは感謝したものであります。そのような市長でありますから、今、旧町村において合併しても何もいいことがないとの声が噴出していることは既に認識していることと思っておりますが、さきの質問者も何人か述べているように、不満と失望感が満ちあふれております。

前述しましたとおり、多くの借金を抱えた市町村同士が合併したのですから、だれしも厳しい予測はしていたものと思っております。仮に合併しなかったとしても、各地域の衰退は予測されたことであ

るとはいえ、合併により、その速度が加速したのでは何のための合併だったのかとの思いが募ります。市長は、この原因は何だとお考えですか。今後地域振興策を図るに当たり原因究明を徹底して行い、分析に基づく強固な解決策を盛り込んだ振興策で臨まなければ地域の信頼は得られないものと思いますが、市長の見解を求めます。

次に、2項目めの庁舎移転について住民説明会の結果と今後の進め方及びスケジュールについてお尋ねいたします。住民説明会の参加者の人数、反応や、また回数等についてはさきの質問者に対し答弁されておりますので、改めて答弁を求めません。スケジュールについては、庁舎移転基本計画に来年9月中旬に移転完了と書かれておりますが、市長は新聞報道では必ずしも9月にはこだわらないと述べております。その真意とわけをお聞かせください。

もう一点、市長はご存じのとおり、合併協定書の4に新市の事務所の位置は現むつ市役所の位置とするとあります。この新市の事務所の位置変更に係る条例改正案の提案は、合併協定書の議決をしたのですから、議決の責任を負うべく議員、いわゆる在任特例により在職している現市議会議員にこそ判断を求めるのが当然の筋で、今定例会に提案すべきであると思いますが、市長のお考えをお聞かせください。

以上で壇上からの質問といたします。

○議長（川端澄男） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 杉浦洋議員の財政運営の基本理念についてのお尋ねにお答えいたします。

まず1点目の財政健全化の方策についてですが、杉浦洋議員お尋ねの新たな方策については、残念ながら今のところ具体的なものはございませんが、私は最少の経費で最大の効果を上げるためには、無駄を省き、効率よく効果的に市政を

運営することだと考えておりますし、さらには開かれた市政運営を心がけてまいりたいと思っております。

このたびの再生法制の成立により財政の健全化がより透明化、明確化されますことは、私の政治姿勢に相通ずるものであり、この新しい制度では、早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を議会の議決を経て定め、速やかに公表しなければならないこととなっておりますし、公認会計士等による外部監査も義務づけられております。

財政運営を誤ることは、再生法制の早期健全化基準に抵触することともなりますので、私は今後も基本姿勢を誤ることなく、これまで実施してきた赤字解消計画を一つ一つ着実に実行していくことが最良の方策であると考えております。

次に、合併特例債に係る認識と活用方法についてであります。私も合併協議会の委員の一人でありましたので、協議会の決定事項は非常に重いものがあり、尊重しなければならないものであるとの認識は持っております。しかしながら、これまでもお答えいたしましたとおり、財政の健全化を第一義とする基本的合意からすれば、財政運営上有効な合併特例債が使用できるにもかかわらず、わざわざ財政措置の少ない地方債を使用することは財政の健全化に逆行する手段であり、とり得るものではありません。したがって、今後とも財政の健全化を図るうえから、合併特例債の対象となる事業に対しては積極的に活用していかなければならないものと思っております。

今後の活用方法につきましては、今定例会で御議決いただきましたむつ市長期総合計画に基づいて今後作成される実施計画において具体的な使途先を決めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

次に、3点目の合併後の旧町村の地域振興についてのご質問にお答えいたします。合併時の経緯

につきましては、合併協議会に参画されていた杉浦洋議員でありますので、十分ご承知のこととは思いますが、旧町村も含めたむつ市の地域振興対策は、4市町村で取り交わした合併協定書を基本として、これに付随した協定項目と、それぞれの旧市町村の長期総合計画を踏襲した新市まちづくり計画を策定し、この計画に基づいて進めてきたところであります。さらにはまた、旧町村部につきましては、合併後に策定いたしました過疎地域自立促進計画に基づき事業等の推進に努めているところであります。しかしながら、合併段階から財政状況が厳しく、施策や事業等を抑制せざるを得ない状況下にありましたことから、旧町村部の地域振興につきましては、新市の一体感の醸成、地域の均衡ある振興、発展に十分意を用いてきたところでありますが、合併に大きな期待を寄せた市民にとっては満足のでられない部分があったのではなかろうかと思っております。

今後の旧町村地区の地域振興につきましては、本定例会において御議決を賜りましたむつ市長期総合計画の基本構想の理念に基づき、この後に作成いたします実施計画及び過疎地域自立促進計画等により具体的施策、事業等を展開していくこととなりますが、実施に当たりましては、私の公約の一環であります広報広聴活動の充実を図る中で各地区の声をよく聞きながら鋭意努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、庁舎移転に係る住民説明会の結果と今後の進め方及びスケジュールについてお答えいたします。今回説明会を開催することとしたのは、これまでの経緯と移転を今後どのように進めていくつもりなのかをわかりやすく説明し、さらに改修工事にかかるまでの設計段階で市民の皆様のご意見、ご要望を反映させていかなければという意図で開催したものであります。さきの市議会におけ

る緊迫したやりとりの結果、旧アークプラザを庁舎としていく目的で既に取得し、審議会の答申を受けて策定した移転基本計画を説明する内容でしたので、移転を前提とした位置づけとなったものであります。説明会を済ませたという事実をもって今後移転を淡々と進めていく量感が得られたものとするような考えは毛頭ございません。移転に反対、または慎重なお声が多かったことも事実ですので、今後もその疑問にお答えをし、課題を克服しながら急ぐことなく、必要に応じ、節目節目に今回のような説明会等を開き、住民のご同意を得ながら進めていく姿勢を堅持したいと考えております。したがって、今後の移転のスケジュールにつきましては、基本計画にのせた行程にこだわらず、一つ一つの段階を慎重に踏まえながら、市民の皆様に親しまれる庁舎としていくような努力をしてまいり所存であります。

なお、今回の説明会の内容は、市のホームページで質疑を含む議事録を既に公開したところでありますし、9月下旬号の市政だよりに説明会の概要を掲載いたします。ただ、紙面が限られておりますので、主立った質疑の内容については今後何らかの形でご紹介していく手法を検討したいと考えております。

また、むつ市役所の位置を定める条例の提案時期につきましては、さきの目時議員のご質問にお答えしたとおり、移転に係る経費とその財源をお示しし、御議決をいただいて、初めて財源の見通しが立ったと言えると解釈しておりますので、それ以降、できれば着工までの間に提出する考えでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（川端澄男） 31番。

○31番（杉浦 洋） 質問の順序が変わりますけれども、ご了承願いたいと思います。

合併後の旧町村の地域振興策ということで私は市長に対し、旧町村の市民の方々からの不満の声

をどのようにとらえているのかということをお聞きして、その認識に対してちょっと再質問を考えておりました。

私は、脇野沢地域においては、壇上で申し上げましたように、合併特例債は5年間使わないということに住民にお知らせし、不承不承であろうが納得していただいたものと、そう思っております。ですから、新たな地域振興策を要求しているのではないのです。今脇野沢地区、それは他の旧町村の方も同じかと思えますけれども、合併協定書の11、条例規則の改正、これを市長は当分の間地域の実情に合ったような方策を持っていく。これは、約束といいますか、紳士協定みたいなものでしょう。私は、この質問をするに当たって山崎前村長とお会いし、そういう首長会議の中ではどういう約束があったのかというようなこともお尋ねしてまいりました。

そこで、それは現市長は関係ないことですから、改めてお聞きするのですけれども、旧町村の経済が著しく落ち込んだのは、私は入札制度の問題だと思うのです。いわゆるむつ市の条例規則に改正したがために、合併協議の中では、当分の間は地域の仕事は地域の方々にやってもらうのだと。当分の間というのは、物すごくあいまいな言葉ですけども。そして、将来的にはむつ市の条例規則に統一するのだと。それが合併と同時に規則がそのままむつ市の規則に倣った関係上、地域の方々が仕事をとれなくなる、そういう状況が生まれたために、例えば脇野沢地区においては、2社あった土木建築会社等でも仕事が減り、それ以降二十数名、約30名近い方々が自宅待機と申しますか、リストラといいますか、そういう形になって出稼ぎに行かざるを得なくなった実情があった。

ただ、私はそこで申し上げたいのは、市長、むつ市の条例規則にのっとってやった結果、落札額が下がっていますか。今の世の中で、いわゆる市

場原理だけを取り入れてやった、競争の原理だけを取り入れてやった。当然小さいところは負けていきますし、それもある面いたし方ない部分もあるかと思えます。しかし、杉山前市長、たしか私の記憶では、横垣議員の質問だったと思うのですけれども、指名競争入札ではなく一般競争入札を取り入れるべきだと言ったときに、それであればむつ市内の業者の方々が困る場合も出てくると、だから当分の間は指名競争入札を取り入れざるを得ないのだという答弁をされていた記憶があります。それと同じことなのです。脇野沢地区と中心部のむつ地区とを比べた場合、それをいわゆる規則の改正を急激に行ったがためにどれだけ地域の経済が疲弊しているか。そして、そのために地域の方々が出稼ぎを余儀なくされたかということをお聞きしていただきます。その点についての考え方をお聞きしておきます。

○議長（川端澄男） 市長。

○市長（宮下順一郎） 杉浦洋議員の壇上でのご質問の中に、合併して何もよいことがないというふうな地域の方々の声、これは私も市長選挙の際に各地区を歩いている中で非常に多くの声をお聞きいたしました。何もよいことがない、悪くなったというふうな声をよく聞きました。その部分で私は政策の中に、先ほど壇上でお答えいたしましたように、広報広聴機能をしっかりと、これはつくり上げなければいけないと。そして、もう既に各庁舎、脇野沢、川内、大畑庁舎の職員のその意識、これについて意見を聞きました。そして、今後その庁舎の機能をどういうふうな形で持っていけばいいのかというふうなことを、その3人の所長からの意見も求めております。その意味からして、やはり今まず先に手がけたのは、役所の庁舎の中のその意見をまず吸い上げると。そして、それを吸い上げた後で住民の皆さんの声を聞く、そしてその声を検証して、どういうふうな形でその声を

聞くシステムをつくるのか、体制をつくっていくのか、まず吸い上げるその体制づくりをただちに取にかかっていきたいと思っております。

そして、その住民の方々の声をしっかりと分析をして、それに対応していかなければいけないと、こういうふうな私は認識はもう強く、これは杉浦洋議員と同じ意識で持っているところであります。

それから、入札制度の件につきましては、市場原理主義、これがやはりこれまでの何年間かの国の経済のあり方、これがやはり地方を疲弊させたというふうな部分、私も考え方は非常に同じようなところがあります。市場原理主義、このことで中央だけが全国的に見ますと、東京を中心とした、名古屋を中心とした、大阪を中心としたというふうな形で、さまざまな規制緩和という錦の御旗のもとでその部分で地方にある企業が疲弊をし、倒産をしたり、そして失業をするというふうな部分、非常に私はその部分においては杉浦洋議員と市場原理主義というものに対してはいささか私も、いささか以上の激しい否定的な気持ちを持っております。その部分で、この国と地方、そしてむつ市で言いますと旧むつ市と旧町村部というふうな形の中でやはり市場原理主義というものを通してしまると地方の、地域の小売業、商店の方々がまたさまざまな業種に携わる方々が非常にそういう意味ではマイナスの形になり、結局合併して何もいいことがなかったというふうなことにつながっているのかなと、こういう思いもありますので、それらもあわせて、住民の皆様方の声を聞く体制をつくり、そして検証をして対応していきたい、こういう基本的な考え方を持っております。

入札制度につきましては、担当のほうから答弁をさせます。

○議長（川端澄男） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） まず、落札率についての

ご質問にお答えいたします。

合併した以後、落札率は下がっております。

それから、入札に係る規則等の改正の件のご質問がございました。合併に伴いまして、入札制度の改正は行っておりません。あえて申し上げますと、公共事業が減っている中にありましても、地域に配慮した指名競争入札制度を行っております。というのは、旧むつ市の場合は、金額によりましてランクづけがあります。そのランクに従って入札執行をしておりました。合併後におきましては、地域の業者をある意味では救済する形もありまして、直近上位、直近下位を使って入札をしてございます。それによって、地域の業者がある面では落札業者がふえてきたと、私はそう理解いたしております。

以上でございます。

○議長（川端澄男） 31番。

○31番（杉浦 洋） 条例規則の改正はしていないということでございますので、その点については私の質問を訂正させていただきます。しかし今総務部長がそう申し上げたような実情にあると私は認識していないのですけれども、いろんな制約もあります。これを事細かにここで、議場で述べることはできませんので、ただ今後ともやはり地域の実情にのったそういう配慮はしていただくよう要望しておきます。

ただ、総務部長、九十何%が九十五、六%になった、そういう細かい数字を申し上げるというのではないのです。そういう平均値を出すのではなくして、ただ一般競争入札を用いれば、もっともっと下がるだろうと。でも、それであれば地域の経済は成り立っていないというのは十分承知しています。やはりそこら辺のことも踏まえながら、それぞれの地域に合ったような方策を応用していただきたい。

これをこういう席上で申し上げるのはどうかと

思いますけれども、災害が起きたとき、予算がなくても、まずは災害者のために地域の業者は動いてくれます。それは規則上違法かも知りませんが、地域の方にとっては非常にありがたい頼りになるのです。そういう思いも理解していただきたいということを思ってこれを取り上げておりますので、ご理解していただきたいと思います。

私は、選挙戦からずっと市長の街頭演説も聞きながら、そして前者の方々への答弁を聞きながら、これからは深く旧町村にかかわっていくということに対しては、すごく信頼もしていますし、それにまた期待もしております。ただ、その声が市長に直接届いて、そしてそれが市長の市政運営に反映させるようなシステム、そうでなければ、まさに絵にかいたもちになります。そのことを改めて要望しておきたいと思います。聞いたものを、できるものはできる、できないものはできないでいいのです。時間かかるものは時間かかるで結構なのです。そういうふうなものをお含みおきいただきたいと、そのことを申し上げておきたいと思います。

次には、合併特例債についてであります。新市まちづくり計画の財政シミュレーションでは、5年間使わない。これに私ははっきり申し上げて、市長がおっしゃるように尊重すべきものだ。でも、こだわるがゆえに財政硬直化を招く必要はないと思うのです。ただ、それを使うに当たっての説明責任はあるということなのです。ただ単に今までも70%は返ってくるのだ。果たしてそうでしょうか。協野沢地区は、早くから過疎地に指定されました。過疎債という有利な起債を使って地域振興を図り、社会資本を整備してきました。結果どうなりましたか。三位一体改革によって交付税を減らされて、先行きが行けなくなりまして、こういう合併という手段を選ばざるを得なかった。だから、そういう意味からも、有利な起債である

といえども、合併特例債の活用に対しては慎重にやってほしいということをお願いしたいのです。

市長が議長の時代、合併特例債についてどういふ発言をした、だからあなたはこの責任をとるべきだと、そういうことは言っていません。立場が変われば、事情が変われば変えざるを得ない部分もあります。それは私も十分承知していますし、いいのです。ただ、この特例債の使い方については、今後きちんとした計画を立ててやっていただきたいと、その思いをもう一度お聞かせいただきたいと思います。

と申しますのは、こういう例があります、市長。合併特例法の適用第1号となった兵庫県篠山市、1999年に4町が合併して誕生した市であります。合併当初に合併特例債で図書館、市民センター、温泉施設などの箱物を次々と建設し、全国から視察団が押し寄せましたが、現在は地方交付税が当初のシミュレーションよりはるかに少ないことから急激に財政が悪化し、合併バブルに踊ったまちと、こういう事例もあるのです。そして、私は事業費の70%が返ってくるのだと、一般市民の方々もそう思っていらっしゃると思うのですけれども、でも事業費の70%、基準財政需要額に算入するのでしょう。そして、交付税の算定に使うと。この前段の交付税が減らされるとすれば慎重に使うべきであり、70%返ってくるのだ、返ってくるのだという説明であれば、市民の誤解を招きます。この点について、市長の見解を求めます。

○議長（川端澄男） 市長。

○市長（宮下順一郎） まず1点目の財源の内容の部分だと思うのですが、これは今後長期総合計画の下位になります基本計画、さらに実施計画等々で、しっかりとその財源がどの財源から来るものなのかということを示させていただいて、議会のほうにお諮りをしていくというふうなことはお約束をさせていただきます。予算書は当

然提示しているわけなのですけれども、予算の附属書類等々に事業の内容等をよりわかりやすくご説明をするような手法をこれから考えていきたい。その中で合併特例債がどうなのか、そして過疎債がどういうふうな形で使われていくのか、よりわかりやすいご説明をしていくのが私の基本的な姿勢でありますので、ご理解をしていただきたい、こういうふうに思います。

また2点目の地方交付税措置という部分、70%が、これは交付税措置されると。その70%が当然色がついて来ないわけです。全体的に減らされる。ただ、国のほうの説明では70%渡していると、こういう措置をしているという形になろうと思います。その部分は、やはり私も議員当時から非常に疑問に思っている部分でありますので、よくこれは財政課、担当部を中心にして、しっかりと交付税措置がどういう推移になっているのかということを見きわめつつ、そして合併特例債も使える部分、使えない部分もございます。過疎債も使える部分、使えない部分があるかと思えます。そこで、財政再建が第一義として進められた合併でございますので、慎重かつ積極的にと、ちょっと相反する言葉かと思えますけれども、その部分で合併特例債を対応していきたいと。

ただいまの杉浦洋議員、非常に私と交付税措置の部分で軌を一にする考えをお持ちでありますので、その意を酌んで、交付税措置がどのような形でなされているのかをしっかりと見きわめつつ、この合併特例債を有効な手法として使うべきものは使っていきたいと、こういうふうに思っておりますので、ご理解をしていただきたいと思えます。

○議長（川端澄男） 31番。

○31番（杉浦 洋） 庁舎移転について、お聞きいたします。

条例の改正案の提出時期についての市長の答弁でございますけれども、目時議員にお答えしたの

に対して、ちょっと足している部分があったなど。要するにいわゆるその時期が私の提案時期だという解釈をしているというのは、なかったような気がしたのですけれども。

いわゆる議会の議決は確かに重いものですし、それはそれであれなのですけれども、予算の見通しというのは、現時点では立っているわけでしょう。要するに電力会社からいただいた15億円の庁舎用地取得後残った5億円で、残りは合併特例債を使いますというもう見通しが立っているではないですか、財源の見通しがきちんと。中身はしっかりしていないのですけれども。ですから、そういう意味からいったら、いわゆる議会の議決をもらって、オープンな形で胸を張って庁舎移転計画に進むべきだと。

例えば予算が決まって、議会で予算の議決を受けた。これは過半数議決ですよ。でも、条例の改正案出して出席議員の3分の2以上の賛成をとれなかったということになったら、何か議会に踏み絵を踏ませるような、責任を負わせるような、例えばもうやってしまったのだから賛成してくださいよというようなとらえ方をされるのではないかと。市長がそういう考え方だとは言っていない。そういう考え方から、いま一度この条例案の解釈についての市長の考え方を。

○議長（川端澄男） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） これには行政実例がありまして、あえて言わせてもらいますと、条例は少なくとも建築に必要な財源の見通しが立ってから制定すべきものであって、それ以前に制定することは適当でない。というのは、予算先議という原則がありますので、これに基づいた行政実例かと思えます。

以上でございます。

○議長（川端澄男） 31番。

○31番（杉浦 洋） 確かめる意味で総務部長にお

尋ねいたします。

財源の見通しというのは、お金をどこから持ってくるかという意味で私は、こうとらえていたのです。でも、今の総務部長の答弁は、財源というのは、幾らかかるかということの基本にしているということなのですか。だから、まだそれが決まっていないから、条例の改正案は提出する時期ではないと、適当ではないという考え方なのか、その点ちょっと確かめておきます。

○議長（川端澄男） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 答えいたします。

建設にかかる工事費の予算が議会の議決をまだいただいておりません。そのために先ほど申し上げましたように、予算先議という原則がありますので、それに基づきますと、条例の制定を先に出すことはできないと、うちのほうはそう解釈してございます。

以上でございます。

○議長（川端澄男） 31番。

○31番（杉浦 洋） もうこれは水かけ論になりますから、この辺で終わりますけれども、それは余りにも拡大解釈だと思います、地方自治法の4条の。それは見解の相違ということで、私はあとこれ以上は突っ込むことも聞くこともできませんし、それはそれでいいでしょうけれども、それだけ議会の議決が重いと考えるならば、尊重するならば、この進め方には問題がありましたよ。市長はその点はお認めいただいて、そして住民説明会に入りましたから、それは了解しますけれども、そういう考え方であるのであれば、この事業の進め方には問題があったと今は言わざるを得ません。

最後に、余り時間がございませんので、市長にお願いしておきます。今回の野呂議員にもお答えしておりましたように、電源立地地域対策交付金、これも市民に電力料金として還元するという約束

を財政健全化のために今は一般財源化にしている、それだけ厳しいのだと。例えば鎌田議員がおっしゃったワンストップ事業に対してでも市長は最後は、財政と相談しながら。そうではないでしょう。やはり高齢者の福祉サービスというものは、費用対効果を出したら、もう言うことはないです。すべてが財政が厳しいからなわけですから。だから、市長もおっしゃっているように、財政再建が第一義なのだ。ならば、この庁舎移転改築計画、一度立ちどまって、市長の発言を聞けば、立ちどまっているのだなという思いはするのですけれども、スケジュールにはこだわらないともおっしゃっております。それは、大変期待しているところなのですけれども、やはり財政再建と先ほどの特例債の取り扱いについてを踏まえれば、やはり両立はしないと。幾ら有利な起債といえども、必ず後年度に負担はありますから、財政再建を第一義として進めていき、庁舎移転を後のほうに延ばすという考え方での市政運営を求めたい。市長は、杉山市政の継承、そして杉山前市長がやり残した仕事の完成を目指す。杉山前市長の功績というものはだれしもが認めることであり、このやり残した事業を完成させるというものは、後を引き継いだ人のこれは宿命です。義務です。でも、時期を誤れば批判を受けます。入る職員の方々も、大変な思いをします。ですから、慎重に進めていただきたいことを要望して、答える気持ちがありましたら。

○議長（川端澄男） 市長。

○市長（宮下順一郎） 先ほど具体的な市名は出しませんが、近畿地方の合併の本当に先駆けとなった市の例が出されました。そこでやはり箱物等々の形でつくられた、そして合併特例債をフルに使って、そして今その維持管理費、そして訪れる人も少ないというふうな例を具体的に提示されました。そういう形では私は進みたくない、

こんな思いでございます。ですから、やはりその部分においては、先ほど来お話をしておりますように、地域の方々の声がどんなものなのか、それも十分お聞きしなければいけないし、そして庁舎移転についても住民説明会を開催したということは、杉浦洋議員、私の気持ちは十分ご理解をいただいていると。ですから、折々にその住民説明会を開催し、より住民の、市民の皆さんが利用しやすい庁舎をつくり上げていくというのが残された仕事を完成するというふうな部分の範疇に入ると思います。ご理解をさせていただきたいと思えます。声をよく聞いていきます。

○議長（川端澄男） これで、杉浦洋議員の質問を終わります。

午後 1 時まで昼食のため休憩いたします。

午前 1 1 時 4 2 分 休憩

午後 1 時 0 0 分 再開

○議長（川端澄男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎会議時間の延長

○議長（川端澄男） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

◎佐藤 司議員

○議長（川端澄男） 次は、佐藤司議員の登壇を求めます。18番佐藤司議員。

（18番 佐藤 司議員登壇）

○18番（佐藤 司） むつ市議会第193回定例会の一般質問をさせていただきます、すい星クラブの佐藤司です。さきの杉浦洋議員のすい星のごとく消え去る運命なのかもわかりませんが、私にとっては、このきらめくだけの人間で終わりたい

くないという思いもありまして、一生懸命頑張ります。一般質問をさせていただきます。

市役所庁舎移転について一般質問をいたします。この庁舎移転には数多くのさまざまな問題が内在しておりますことから、市長におかれましては、市民にわかりやすい言葉でご答弁いただきたいと存じます。私は、市町村合併を機に、機会を得て旧大畑町の議員となり、合併後むつ市議会議員を務めさせていただいているところであります。いわば青天のへきれきではございますが、市町村合併が私に議員の職務を与えてくださったわけでありまして、したがって、市町村合併に対しましては、これまで職務としてさまざまな勉強をしてきたつもりであります。本定例会が、また今回の一般質問が私の議員としての最後の議会、質問になる可能性が強く、今地域住民の思いを市長に確認しないと、旧町村の思いが伝わらないということを感じているわけでありまして。むつ市に編入した旧町村の皆さんが、合併してまちななくなっただけでなく、何もなくなった、すべてはむつ市の思いどおりに進められて、地域の思いは何も聞き入れてもらえていないということがないことを今確認し、新たなむつ市はきちんと地域を考えてくれているということを確認させていただくために質問したところであります。

市長は、財政再建を公約に市長に就任されました。質問の第1点目は、市長は市の財政状況について、財政担当者から詳細を聞いたと思いますが、どのような状況であったのでしょうか。とかくむつ市の財政は、毎年赤字解消計画を出しながらも、その計画どおりには決して進んでおらず、事業計画も本来ならば見通しを建てた必要最小限な事業を遂行し、もって赤字を解消すべきであったものを、そのようなことはお構いなしで、毎年毎年新たな要素で思いつきの事業計画を立てている状況であり、赤字解消計画を全く無視した行政運営を

していないでしょうか。そのようなことではいつまでもたっても赤字解消は絶対にできない、いや、むしろ財政再建を実行する気持ちがない、そのように思われて仕方がない状況になっていないでしょうか。お答えいただきたいと存じます。

第2点目の質問ですが、市庁舎移転にどれくらいの費用が現在積算されていて、本当にそれで済むのかどうか確認します。そもそも鑑定もなく土地、建物を購入したこと自体が不思議です。市は、土地や建物を購入する際には、常識として鑑定を入れるのが普通でしょう。非常におかしいです。中古住宅にありがちなとりあえず補修して、また次々と補修しなければならなくなる。こういうことは決してないということですね。今後増額することがなく、これ以上の経費はかからない、したがって赤字がふえる要素がないということですね。

第3点目として確認いたします。市長の考えは、この庁舎移転を進めるという考えですか。その辺をはっきり聞かせていただきたい。これを進めるとなれば、赤字をさらにふやすということになりませんか。市長の公約と異なることになりませんか。

第4点目としてお伺いいたします。東京電力からの寄附金、合併特例債を活用するというのですが、東京電力の寄附は庁舎移転に使うことを市民は期待したのですか。中間貯蔵施設を誘致する際に経済効果を、その最大の効果として上げていきましたが、それはどうなったのでしょうか。この寄附金は、市民のために使うべきものではないのですか。さまざまな文化やスポーツ等の振興のために使うべきではないのですか。どうも理解できません。市民が全く無視されている状況ではないでしょうか。

また、合併特例債は合併後5年間は使わない約束でしょう。市長は、合併協議会の委員をしてい

ますから、その議論が議事録に残っているわけです。委員をしている市長が、その確認している事項です。市長が当時なぜそういう質問をしたのか、推察するには財政再建のための市町村合併だからです。そのために4市町村お互い辛抱するということが話されてきたはずですが、それで納得して合併をしたはずですが、だれしも自分の町、村がなくなるのをよしとする人はいません。今急に庁舎移転のためにむつ市の財政状況には過ぎたる莫大な経費を使うということで、旧町村の人々はむつ市に不信感を持っています。合併の際に最も重要だった財政シミュレーションを絵に描いたもちにしているのですか。そのような発言が許されるのですか。合併協定に対する背任行為ではないのですか。市長の公約と市町村合併の趣旨は、まさに一致しているところですか。寄附金の使い道、合併特例債の使い道について、第5点目としてご意見をお伺いいたします。

第6点目としては、確認しますが、市役所の耐震強度調査はいつ行って、その結果はどうなっているのですか。補強が全くできない状態なのですか。補強をすれば使えるということにはならないのですか。もしすぐにでも出ていかなければならない状況であるならば、なぜ合併協議の際に議論にならなかったのですか。なぜ平気で皆さんが庁舎にいるのですか。先ごろ新潟県の柏崎市で大地震があったばかりです。なぜすぐにでも安全策を考えないのですか。全く不思議でなりません。何かおかしい。お金を使うほう、使うほうに向けている。何かあるのですか。お金を使わなければならない何かがあるのですか。第6点目として質問します。

繰り返し申し上げますが、市長、市長は財政再建を訴え続け、市民から負託をされております。なぜ財政再建なのですか。財政状態を健全にしておかないと、今後必要な何かをするにしても、何

もできなくなる、ある程度の余裕のある行政運営をしなければ、常に苦しい判断をしなければならなくなる。健全な判断ができなくなるからではないですか。市長は十分に理解をしているはずです。

赤字は、むつ市の宝である子供たちに負債を回すことになる、我々のツケを子供たちに払わせることになる。家庭の状況に置きかえて考えれば、おのずと答えが出てくる。そうでなくても必要経費はかかるのです。無駄な出費、ぜいたくな出費は避けるべきです。

市長は、教師として教え子をたくさん持っています。世界に自慢できる日本に輝くむつ市になるための第一歩は、まず辛抱です。我慢です。財政再建です。これ以上の負債はやめにしましょう。旧町村で合併に当たり、さまざまな事業を申し出ようとしたが、これを我慢して財政再建に取り組むために手をつないだのです。必要な事業なのに、まだ手つかずの重要事業もまだまだあります。例えば第三田名部小学校の建設、大畑消防署建設、はまゆり学園建設、むつ総合病院メンタルヘルス科病棟の改築など、庁舎移転とどちらが大事か、どちらを優先させるべきか、言葉をもたないところです。電源三法交付金頼みのむつ市財政ですが、大間原子力発電所のおくれ等で歳入が大幅にずれるのではありませんか。常識的に考えても財源がなくなりはいませんか。起債という借金に頼るのですか。そして、どんどん赤字がふえ、にっちもさっちもいなくなる。そういう状況がどのようなことか、前例が示しているのではないですか。

我々は、後世に借金を残して姿を消すわけにはいかないのです。そういう無責任なことをすべきではないのです。市長、もう一度むつ市を考えてください。旧町村の思いを感じてください。本当の信頼のある合併に向かい、一致団結してともに頑張りましょう。

最後に第7点目として、財政再建と庁舎移転と優先順位をつけるとすればどちらが重要なのですか。考え方を伺いたします。

以上をもちまして、最後の一般質問になるかもわかりませんが、私の一般質問の通告に従いましてやりました。あとは、市長、よろしく願います。

○議長（川端澄男） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 佐藤司議員の財政再建と庁舎移転についてのご質問にお答えいたします。

財政再建は、合併の第一義でありましたし、私も市長となって喫緊の最重要課題として取り組まねばならないものと認識いたしております。財政状況に関する詳しい数字については、さきの東議員のご質問の中でお答えしたとおりでございますが、平成18年度決算見込みで赤字解消計画以上の成果を上げているとはいえ、今後の財政運営はさらに厳しいものがあると考えております。

ご質問の意図は、庁舎移転に係る経費がさらに赤字を増幅することになり、財政再建と相反する施策になるのではないかとということであろうと思っております。移転説明会の中でも言及しておりますが、移転事業は土地、建物を購入した残りの寄附金を充当するとしても、着工の年度に約6,000万円の一般財源を必要とし、約12億円の合併特例債を使う事業となります。その合併特例債にかかる償還額は、最初の3年間は利子分で平均約560万円ずつ、残る17年間は平均約2,500万円ずつとなると試算いたしております。赤字解消計画上は、平成23年度から黒字に転ずる見込みであり、年間約2,500万円の償還金もそれ以降となりますので、合併特例債を借りることによる影響は少ないと判断いたしているところであります。

私は、財政再建は周到な計画を持って着実に実行していかなければならない課題であると同時に

に、庁舎移転問題もまた喫緊の重要課題であると認識いたしております。確かに合併時の協議の中では庁舎移転の話はなかったでありましょうし、協定に文章化されてはいないにしろ、合併後5年間は合併特例債をできるだけ使用しないというご協議がなされたのだと思います。しかし、庁舎移転は、合併後旧アークスプラザの破産により急遽浮上した問題であり、その対処は慎重にかつ迅速に行わなければならないものと考えています。人の住まない建物の風化は早いものです。どのように整備するにせよ費用はかかるのであり、それをできるだけ市民の負担の少ない方法で行いたいと考えているわけでありまして、決してなし崩し的に使うではありません。ここで私は改めて合併特例債を庁舎移転のために使わせていただきたいとお願いをするものであります。

なお、旧アークスプラザの土地、建物の購入時の鑑定評価のご質問と現在の庁舎の耐震調査のご質問につきましては、総務部長及び建設部理事から答弁をさせます。

○議長（川端澄男） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 市長の答弁に補足説明させていただきます。

土地、建物を鑑定を入れずに購入したのはどうということかというこの質問でございます。まず、土地につきましては5億3,000万円で購入いたしました。坪単価で申し上げますと、2万4,809円となっております。購入時の平成18年度固定資産評価額を申し上げますと、土地は16筆で面積は約7万615平方メートル、評価額は5億6,000万円、時価相当額は7億9,000万円となっております。この土地は、9億円で購入したと伺っております。坪単価で申し上げますと、4万2,132円となっております。

次に、平成18年度の近隣宅地の地価公示価格を申し上げますと、坪単価6万6,000円となっております。

このように購入時の坪単価、地価公示価格と比較いたしましても、安価な購入価格ではなかったかと思っております。したがって、土地の鑑定につきましては、費用対効果の観点から行いませんでしたので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、建物につきましては、4億2,000万円で購入いたしました。購入時の平成18年度固定資産評価額は、建物登記床面積約1万7,756平方メートルで、評価額は13億4,000万円となっております。この建物は、平成7年9月に完成したもので、建設工事費は当時の建設費で約34億1,000万円と伺っております。したがって、これらのことから、土地、建物とも安価で購入できたものと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（川端澄男） 建設部理事。

○建設部理事（石田三男） 移転に係る経費と現庁舎の耐震強度の調査、補強にかかわる部分について市長答弁に補足説明させていただきます。

まず、庁舎移転にかかわる経費についてでございます。移転にかかわる経費につきましては、本庁舎移転基本計画に掲載しておりますが、取得費と設計費、工事費、合わせまして25億8,744万8,000円、その他経費といたしまして、移転費、現庁舎の解体費、車庫整備費等については現在検討を加えてございますが、総額27億5,000万円を見込んでおります。工事費としては、これ以上増額はないことといたしまして、現在設計を進めているところでございます。市民本位の市庁舎とするための機能を持たせ、華美にならず、最少の経費で最大の効果を上げるよう設計を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、現庁舎の耐震強度調査の実施状況と補強についてご説明いたします。耐震調査についてでございますが、昭和53年、旧建設省建築研究所に

耐力調査を委託いたしました結果、耐震補強する必要があるとの報告を受けてございます。昭和55年、補強工事を実施するため設計委託し、翌年昭和56年補強工事を実施いたしております。これは、1階におきまして市民課周りの柱の補強と1階に壁の増設を行っております。さらに、平成7年に耐震にかかわる調査を実施いたしましたところ、震度5程度の中地震に対して、現庁舎が持つ性能値が必要とされる性能値を下回り、耐震性が確保されているとはいいがたいとの報告がなされております。

この際改修するためにはどうするかという方法がございまして、この改修方法といたしまして、庁舎1階、2階に6カ所の壁を増設することと、議会棟におきまして、北側の基礎をさらに大きくする必要があるとの改修方法を受けております。ただ、1階にこの壁の増設を図ることとなりますと、市民サービスの窓口がさらに狭めざるを得ない工事となりますことから、現実的には非常に困難であるという協議をしたところでございまして、現在に至っております。

以上が調査と補強に関する実施状況でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（川端澄男） 18番。

○18番（佐藤 司） 宮下市長、何か優しくないね、今の答弁なんかでも。私はあなたを好きですよ。今のを、私は市長の口から聞いたかったですよ。なぜかといえば、平成7年に耐震強度を調べて、そのときからもう住めない状態なのでしょう。それでも何のために、では無理して住んできたのですか。財政再建でしょう。財政再建をやるためにみんな我慢してきたのでしょう。そのとき、ほかの公共施設、耐震強度も調べたでしょう。小学校だってどこだって、公共関係の会館だって、いろんなものが耐震強度、そのとき調べたはずでしょう。なぜそのとき庁舎が住めない状態だったら、

そのときやらなかったか。どうやってもやらなければならないことでしょう、人身にかかわるのですから。それがどうして庁舎移転になって、耐震性がどうのこうのと出てくるのですか。今までだったら、平成7年に耐震強度を調べた時点で住めない状態でも財政再建という大義名分があるから我慢できたわけでしょう。それが取ってかわって、前の市長のとき、どういういきさつで出てきたのかかわらないけれども、旧アークスプラザに庁舎移転、それが出てきた途端に耐震強度がもうない。何のために、それを出してきたのですか、その耐震強度とかを。それは、市民に納得させるための取ってつけた理由でしょう。もう耐震強度はがたがたでしょう。でもそのときみんな我慢したのは、財政再建でしょう。

中間貯蔵施設だって、おれは嫌だったけれども、財政再建です。それで市民が納得して中間貯蔵施設が来たのでしょう。財政再建、財政再建、ずっとそれで一丸となってきて、合併のときも財政再建です。それが一番最初に考えなければならないからみんな我慢しているのです。何でそういうふうに、だれかがもうかる仕組みでもあるのですか。どうも一丸となってくれば、どこかで何か変な方向に行ってしまう。どうも納得しません。私は、市長の口から庁舎移転、はっきりした答えを聞きたい部分がありますけれども、今までいっぱい質問者がありました。その中でも市長、ああ、これだったら、宮下市長、ちょっと延期なり凍結なりしてくれるのではないかという意識になると、どこかで庁舎移転ありきの発言になっていくような気がして、本当は宮下市長、違うでしょう。庁舎移転なんかやりたくないでしょう。もう一度お願いします。

○議長（川端澄男） 市長。

○市長（宮下順一郎） 佐藤司議員、だれかがというお尋ねの部分でございました。思いたと思うの

ですけれども、私はあくまでも市民の皆さんのために、市民の命を大切にしていきたいと、そういうふうな思いでございます。ただ、平成7年の耐震の調査の部分、私もそのころから議員をやっておりました。その部分で、さまざまな最近のこの地震の状況、大きな地震等が出てきて、その耐震、それからある設計会社はその耐震基準をちょっと間違えてというよりも、故意にそれを操作して建物を建てたというふうなことで、この一、二年、非常に耐震の部分でクローズアップをされてきている。大きな地震の発生、そしてその耐震設計の問題、そういうふうなもので、その耐震の問題が大きくクローズアップされてきたという部分で、その平成7年ころから、なぜ庁舎の耐震部分について話をしなかったのかということ、私も当時議員でありましたし、私もその部分の不明な部分は、私を議員にさせていただいた方々にはおわびを申し上げなければいけないと、こういうふうな思いは持っています。

ただ、やはり、最初に戻りますけれども、現在の庁舎では、佐藤司議員もご承知だと思います。旧議場に上がる階段もひび割れが入っております。さらに、3階部分が十勝沖地震でつぶれて、そして今その部分に屋根をかけて、中3階というのでしょうか、2階の上の屋根裏の部分で永久保存等の書類等でかなりいっぱいな状況でございます。そういう、はりがたわんでいるような状況、この前私も市長になってから初めてその部分を見たわけでございます。震度5で庁舎が非常に危険であるというふうな認識をさらに強くしたわけでございます。

それから、先日の一般質問の答弁の中でも、約1日1,000人程度の市民の皆さんの利用がある、そして本庁舎には300人程度の職員がいつも出入りしている。そうしますと、瞬時に、その職員の業務中でなければいいのですけれども、業務中、

例えば大きな地震、震度5以上、6というふうになって庁舎が倒壊をするという非常に危険性を含んでいる部分で仕事をする、さらに市民の皆さんが来ると。こういうふうな形の中で、やはりしっかりとした体制をとっていかなければいけないのではないかと。命を大切にするためにも、私はこの事業をしっかりと継続をして、ただ継続をするのは継続しても、皆さんのご意見を聞き、より多くの市民の皆さんのご意見を聞き、皆さんが納得できるような庁舎にしていきたいと、使いやすい庁舎にしていきたいと、こんな思いをしています。

例えばバリアフリーの問題につきましても、先般答弁をいたしましたベビーカーの問題、ベビーカーでも2階には、これをなかなかかついで上がれるような今の状況ではない。例えば車いすの方、車いすの青年が市長室に私を訪ねてきて、自分の思いを伝えたいという申し入れがありました。しかしながら、2階にこれを持ってくるというふうな形の中では非常にバリアフリーの部分では懸念される点がいっぱいあると。そういうもろもろのことを考えますと、やはりしっかりとしたバリアフリーの施設、庁舎、そしてそれが一番市民のためになるし、行政サービスをしっかりできる体制になっていくのではないかなと、こういうふう考えています。

寄附金は市民のためというふうなことのご発言がございました。まさしく庁舎移転も市民のための、私は市民の命を守るための庁舎であるべく皆さんのご意見を聞いて進めていきたいと、こう思います。

プロポーザルの提案の中にも庁舎の広大な駐車場、現状の駐車場はもう市民の皆さんが大変で、雪が降ってくると、除雪の状況の中では、もう車をとめることができないというさまざまなクレームも届いております。広大な駐車場の中には、マル日という表現がございました。そこには、当然へ

リポートという形のものも準備できます。それは、ただちに、例えば先般の脇野沢地区の土砂崩落の際、仮に孤立した集落、また北通り地区で孤立した集落、そういうふうなときに、例えば病人が出た、けが人が出たというときの体制のためにもやはりそういう部分でもプロポーザルの提案があるわけでございます。そういうところをもろもろ考えて、私は市民の命を大切にす市庁舎移転ということを多くのご意見を聞きながら進めていきたいと、こういうふうに思っております。

先ほど本庁舎にいる職員を300人程度と言いましたけれども、大体400人程度ということに訂正させていただきます。

私の思いは以上でございます。ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（川端澄男） 18番。

○18番（佐藤 司） ご理解できないのです。なぜかと。今の市長の答弁でも庁舎移転がありきなのです。全部取ってつけているわけです。障害者のためにどうのこうの、これなんて最初からもうやっていたいなければならないでしょう。庁舎移転だって、そんな危険なものに住まわせておきながら、今新庁舎移転計画が出てきたから持ち出す。結局行くためにどういう理屈をつけるかという話になってくるわけでしょう。手狭だ、駐車場が狭い、市民のため。市民はそんなの考えていないです。手狭にしたのはだれですか。旧町村から職員みんな引っ張り込んで大きくして、合併のとき、では分庁の話もなかったのですか。地域なんて、職員でもっているような地域もあります。これだけ市の職員が多いということは。それをみんなむつ地区に集めて、地域が過疎化されるのは目に見えているでしょう。どうしても納得できない。何でそこで庁舎移転も根本から考えるくらいの考え方、市長にはあつたはずだと思うのです。

今まで、もう私の気持ちの中では、宮下市長は、

きっと、ああ、本当に市民のことを考えてくれる、だから財政再建なのでしょう。財政再建を一番先に大義としてやるからには、それを遂行するにはどうやって庁舎移転なんてやれないでしょう、借金つくるのですから。何度でも食い下がりますよ。本当に庁舎が必要かどうかというのは、やっぱり市民に本当の意味での説明会なり庁舎移転ありきの説明会ではなく。

それから、もう一つ、財政の問題だってそうです。市民に説明会やるべきです。それやって財政がこのくらいですから、とてもではないけれども、今何もできませんよという結論が出たら、やめたらいいでしょう、こんな庁舎移転なんて。だれも納得できないことを無理やりやろうやろうとするその市長の気持ちがまだ私はわかりません。もう一度理解できる、ご理解願いますのような立派なご理解させるような答弁をお願いします。

○議長（川端澄男） 市長。

○市長（宮下順一郎） 移転ありきというふうな説明会、これは否めないところはあります。しかしながら、この部分において、もう既に土地、建物の取得を議決し、新庁舎のための浄財のご提供があって、そしてそれを経て取得を議決したという、その議決の重みがやっぱりしっかり私も議員として感じておりましたし、それを継続して完成をしていくというふうな思いでございます。

さらに、審議会条例も議決をしていただき、公募による多くの市民の皆さんのご意見も聴取しております。そういう中で、やはりこれはその段階では、その議決の重みということを私はしっかりと引き継ぎ、そしてこれを、ただ余りにも拙速過ぎるというふうな部分がありますので、より多くの市民の皆さんの声を聞いていくという立場をしっかりとっているというふうなことでございます。

それから、財政状況の説明会、これはもう私こ

れまでの答弁の中で、より多くの方々にという形で財政状況、さらに医療の問題、教育の問題、そういうものをひっくるめまして、出前講座とかタウンミーティングだとか、仮称ですけれども、そういうふうもので理解を深める。行政がまちに出て説明をしていくというふうな体制は、もう指示をしておりますし、今後冬場になるかと思えますけれども、しっかりと説明会を開催していきたいと。ただ、これまで行政連絡員会議という形のシステムがありますので、それと重複もしないように、またそれと整合性を持った形の説明会を開催していきたいと、こういうふうに思っております。

以上です。

○議長（川端澄男） 18番。

○18番（佐藤 司） 我々は、本当に後世に借金を残すのですか、今の状態でいったら。残すのですか。市長、本当にいろんな事業をいっぱいやってきました。それは、やらざるを得ないからやってきたと思います。赤字もつくってきたと思います。やらざるを得ない事業だったら、市民が納得できて、赤字でもしようがないでしょうと思える事業なんて、教育、福祉、医療です。これだったら市民は納得できるはずですが、赤字つくっても、でも庁舎移転、行って、固定資産税上がるのですか。きのう、おとといの新聞だと思えますけれども、地方行政の職員のうつ病的症状の割合がもう数段上がってきています。それは、今の現代病としてはすごくうつとか精神的な障害を受ける人はいっぱい出てくるでしょう。庁舎移転、あそこに行って、窓のないような庁舎に行って職員を押し込めて、今でもノイローゼになりかかっている職員がいっぱいいるのに、もっとなるでしょう。いや、なるのではないかなという、これ言えばあれなのかわからないけれども、私はああいうところで仕事をする気になれませんよ。使いようはいっぱいあるでしょう。町村の地場産品持ってきて売るなり、

いろんなものに使えはるはずだし、そこから収益を上げるような方法だっていっぱいあるだろうし。

きのう私3時まで若い人と店で話をしていました。その若者たちに、あそこを何に使ったらいいですかと。若い人は、きっと何かをやりたいでしょう、起業家として何かやりたいでしょう。東京から帰ってきてても仕事がないのだったら、ここで何かやれるのだったら、自分は帰ってこようかなと、そういう意識のある若者がいっぱいいます。その人たちに市でそこを1店舗5,000円でいいです、貸せばいいでしょう。いろんな若者受けする店がいっぱい出ますよ。やる気も出ます。ここに住んでいて何かいいことがあるのかと今一番疑問を持っているでしょう。仕事もない、これからどういうふうに税収を上げていくか、それはやっぱり民間活力がばっと出てくれば、税収も上がるだろうし、若者だって税金を払えるようになるでしょう。だから、私は若者に優しいむつ市になってほしいから、今こういう借金をつくる必要はないと単純に思っているだけです。若者だってみんなそう思っているでしょう、きっと。ここに何あるのと。お願いします。

○議長（川端澄男） 佐藤議員に申し上げますが、発言には十分気をつけてお願いします。

市長。

○市長（宮下順一郎） まず、職員の職務の環境なのですけれども、旧アークスプラザのところに移ったら閉塞感、また暗いのではないかと、そういうふうなご趣旨のご発言だと思いますけれども、プロポーザルの内容等を拝見いたしますと、採光部分を多くとり、さらにグリーンモールの、グリーンベルト的な形で緑の空間もしっかりとっていくというふうな形、当然それは職員のためのものではございません。職員もまた市民でありますし、そして多くの市民の方々に、その空間をしっかりと楽しんでいただくような形の提案をされて

おります。もう既に設計費が議決をいただいておりますので、今着実にその設計の段階で進んでおります。そしてその設計が進む中で、より多くの市民の皆さんのご意見を反映していくような最終的な設計に仕上げてくださいよう私達も説明会での意見を多く取り入れて持っていきたくと、こういうふうを考えております。

さらに、若者の雇用の部分でゆうべおそくまで、早くまでなのでしょうか、お話をしたというふうなことでもございましたけれども、これは庁舎エリア部分と開放エリア部分というものがございまして、その開放エリア部分のところにはテナント等も入ります。さらに、それも商工会議所等をお願いしておりますし、また審議会の答申の中にもそういう形の中で道の駅的というふうな表現もございまして、そういうもので、地場産品を取り扱うというものも当然その開放エリア部分には入ってくると、こういうふうに思います。

さらに、借金の問題でありますけれども、後世に借金を残すのかというお話でございましてけれども、赤字の内容につきましては、やはりこれまで下北の中核都市のための基盤整備、むつ市がしなければいけない。そういう部分の赤字が、借金、地方債の発行、こういうものはあつたし、やはり私はその部分は認めなければいけないと、そういうふうな思いをします。

さらに、下北医療センター、そして下北地域広域行政事務組合の部分での負担金が非常に私市長になってから、この負担金の重さということも非常に重く感じています。そういう部分での地方債の発行があるということ。

さらに、この基盤整備のために学校とか、さまざまな形で建設を進めてまいりました。しかし、それは財政理論的な部分では、さまざまな考え方があろうかと思っておりますけれども、1つの世代でそれを返すものではなく、さらに建物、例えば学校

なんかでも40年、50年の部分があります。それは、やはり各世代均等にこの財政負担をしていくべきだという、後世代負担というふうな形の考え方もあると私は前ちょっと学んだところがあります。そういうふうな形で、単にその借金を、地方債を一代で返さなければいけない、私たち世代だけで返さなければいけないというふうな考えはすべてが正しいという思いは私はしておりません。やはり各世代、これから使う世代、その部分においてそれなりの相応の負担をしていかなければ、こういう立派な建物ができてこないのではないかなと、こういうふうな私は認識をいたしております。

以上です。

○議長（川端澄男） 18番。

○18番（佐藤 司） 何で今のところに建てようとする意識がないのかなと思うのですよ。旧アークスプラザではなく。あそこ、売ってしまったらいいでしょう、もう。東京電力に頭を下げて、今財政、とてもではないけれども間に合わないから、財政再建を重視するならば、どうしても移れないですから、あそこ売ります。それを積み立てた方がいいでしょう。自分がもし家を建てる時、やっぱりいろいろ調べるだろうし、金がないのだったら、安く借りる方法を考えるだろうし、それが住宅金融公庫になるのかもわかりませんが、でも返す見込みがないような額でしょうと思っている、私は。では、建てないでしょうと。

あとは、何か聞いていると、やっぱり宮下市長、取得してしまったから、どうしてもやらざるを得ない部分はあるのかもわかりません。返すわけにいかない。その中でやっぱり財政再建という銘打っている限りは、そこで宮下市長の心の中に財政と庁舎移転、順位はやっぱりつきませんか、並行してやることになるのですか。

○議長（川端澄男） 市長。

○市長（宮下順一郎） 先ほど答弁を申し上げます

たとおり、約12億円の合併特例債というふうな事業を進めるということになりますと、その3年間は利子分で平均約560万円ずつなのです。そうすると、例えば平成20年度、平成21年度、平成22年度、平成23年度というふうな形になってきますと、赤字解消計画では平成23年度に順調にこれまでの推移の、順調とは言いませんけれども、かなり苦勞して赤字解消計画に努めていると。ですから、平成23年度には黒字に転ずる見込みもあると、そしてその後に年間2,500万円の償還金となってくるという形で財政的な計画をしっかりとって、当初の3年間は利子分だけで560万円と、そしてその後は2,500万円ずつの17年間というふうな形で、この赤字解消計画をしっかりとすることによって、その返済計画もしっかりなされていくという考えを私は持っておりますので、庁舎移転と財政再建は両立するものであると、こういうふうな思いをいたしております。

○議長（川端澄男） 18番。

○18番（佐藤 司） これは、答弁は要りません。財政再建には痛みが伴います。市長の痛みは何ですか。我々市議会議員の痛みって何なのでしょう。財政再建という大義を掲げ、市長、我々議員も痛みを市民に示さなければなりません。市長、財政再建のため、市長は前市長を継承している限りは、給与ももうカットしていると思います。我々議員も報酬を大幅カットしましょうよ。赤字がふえるごとに、毎年毎年我々議員の報酬もカットして、我々の決意を市民に示そうではないですか。これ以上将来を担う子供たちに負担を残すこと、負担を転嫁させることは絶対に避け、一日も早く健全な財政に戻して、市民が夢と希望を語れる元気で誇りのあるむつ市を市民一丸となつてつくっていかうではありませんか。

以上、心からの叫びと思って、二度と訪れないかもしれない市議会議員としての一般質問を終わ

ります。ありがとうございました。

○議長（川端澄男） これで、佐藤司議員の質問を終わります。

（「議長、議事進行」の声あり）

○議長（川端澄男） 24番菊池広志議員。

（24番 菊池広志議員登壇）

○24番（菊池広志） 議長におかれましては、早速のお取り上げ、感謝を申し上げる次第でございます。

私の議事進行は、今の宮下市長の答弁の中で、庁舎移転の予定地を議会で可決したということでありましたが、土地の購入には喫緊の状況の中での購入であり、市庁舎移転についての結論はまだ決着のついた形ではないものと認識いたしております。先ほどの市長の答弁は、あたかも議会在先導したとのとらえ方に聞こえてなりません。

以上の理由で、議長において精査をし、また市長においては是正をしていただきたい旨の議事進行を行いたいと思います。

○議長（川端澄男） ただいまの宮下市長の答弁中で、適正でない箇所があるのご意見がありましたが、議長として後刻会議録を精査し、措置をいたしたいと思っておりますので、ご了承願います。

午後2時5分まで暫時休憩いたします。

午後 1時54分 休憩

午後 2時05分 再開

○議長（川端澄男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎堺 孝悦議員

○議長（川端澄男） 次は、堺孝悦議員の登壇を求めます。4番堺孝悦議員。

（4番 堺 孝悦議員登壇）

○4番（堺 孝悦） 通告に従って質問させていた

だきます、大畑町選出にして自民クラブに所属する堺孝悦でございます。

平成の大合併も形式上の合併からいよいよ実質上の合併へとさま変わりした今日です。まさに故事にいわく、新しい酒は新しい革袋に盛るべき、まさにその時期到来と言える。私は、宮下市長は、一言言葉を申し添えるならば、個人的な感想ですが、梅檀は双葉より芳しい、その思いを私は印象を持っています。そこで、宮下市長においては、若き日より多分政治を志したと思うのです。市長になられる前に、青年時代に志を持って上京したときの気持ちを持って市政に当たっていただきたい。つまり初心に戻って市政に当たっていただきたいということで私は期待するものであります。

また、政治とは緊張の連続であり、また政治は経済を抜きにしては語れない、まさに現在のむつ市政をあらわした文言であると私は思っています。どうか市長並びに担当の方々には、心ある回答をお願いする次第です。

以上を踏まえて質問をさせていただきます。

5項目によって質問いたします。1つ目は、新聞紙上で皆さんもご存じのとおり、環境問題に優しいということで資源の利活用、そういうことでバイオディーゼルの燃料の活用についてであります。新聞紙上によりますと、むつ市所有の自動車にBDFと言いますけれども、これを使用することが載っていました。その現状をまずお示しいただきたい。

2つ目、準離島航路シラインについてです。これも新聞紙上に書いてありますけれども、報告によりますと、たしか年間3,700万円でしたね、補てんしなければならぬと、3,500万円でしたか、どっちかだと思います。このことについてお尋ねいたします。準離島航路という非常に交通的に恵まれない方々のために国・県あるいは市当局が補てんをして存続するべきかどうか。私として

は、やはり採算性が見込みが非常に厳しい、そういう中でむつ市の考え方を述べていただきたい。

3つ目、自治体病院の病床ということについてお尋ねします。先般も議事進行かかったところですが、ここに自治省の模範回答があります。読まなくても皆さんもうご存じなので、これに抵触しない、その範囲内で回答を求めるものであります。

4つ目、大畑港の活用についてであります。皆さんご存じのとおり大畑港のフェリーは、いわゆる経済の落ち込み、それによって休止から、さらにもう廃止同然であります。しかし、今後むつ市が経済発展あるいは医療の問題等々交通のアクセスを考えた場合には、私はここにやはり経済の活路を求めるべきではないかと思っております。その点について、市長並びに部局の大畑港のフェリー跡地の活用にもしも具体的な策を持っていただければお示しいただきたい。

最後になりますが、むつ市政全般についてお尋ねいたします。登壇された方々は、すべて新しい宮下市政に期待をしているわけです。したがって、我々は、亡くなった前杉山市政を幾ら継承しても、それはそれで結構ですけれども、新しい酒は新しい革袋に盛るべきであるとの関連から、宮下市政には新しき観点からの切り口で市政を運営していただきたいのです。

具体的にいろんなことが考えられますけれども、宝とは一体何なのか。宝の持ち腐れという言葉もあるわけです。我々としては、原石を磨く、原石があれば、これを磨くのが我々であります。そういう観点から、私はやはり原石をまず見つける、そして宝物にする、非常に時間も労力もかかるのですが、ないわけではない。私も1つや2つは持っていますけれども、なかなか磨く術がないわけですし、そういう点で市長の、あるいは部局の明快なる答弁をお願いして壇上から終わります。よろしく。

○議長（川端澄男） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 堺孝悦議員のご質問にお答えいたします。

まず、バイオディーゼル燃料の活用についてですが、現在市が管理する車両は、他団体への委託車両を除き、本庁舎、分庁舎を合わせて139台であります。そのうちディーゼル車両は57台保有しているものの、これまでにバイオディーゼル燃料を使用した実績はありません。しかし、市が所有し、むつ市社会福祉協議会が管理運用する車両2台のうち1台について使用している状況にあります。また、市内における精製販売の実情については、現在精製をしている施設は2カ所を確認しておりますが、1カ所は自家消費を目的としており、他の1カ所は自家消費の残分を販売したいとの意向であると伺っております。

次に、採算の見込みがないシライイン株式会社について、これまでの支援頼みで航路存続を図るだけでよいのかのご質問にお答えいたします。離島航路は、本土と準離島を含む離島または離島相互間を結ぶ航路で、かつほかに交通機関がないか、または他の交通機関では著しく不便であり、また当該航路により地域住民のほか、郵便物や生活必需品及び主要物資等を輸送している航路であります。

離島及び準離島に指定されている地域は、少子高齢化等により人口の減少が著しく、過疎化が急激に進んでおり、まさに現在のむつ下北地域の状況にあります。このような地域を運航する航路は、運航事業者のみで経営を維持することは非常に困難な状況にありますことから、国では離島航路整備法に基づき事業者に対して補助しているものであります。

シライイン株式会社に対する国の補助金は、決算の欠損額に対し、おおむね約6割を占め、残る

欠損額に対しては地元関係自治体が協調補助をすることにより離島航路の経営が維持されているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、ご質問の3点目、自治体病院の病床削減の特例措置についてお答えいたします。大畑病院の診療所化における特例措置の内容と予算的位置づけを示せということですが、大畑病院につきましては、下北地域保健医療圏における自治体病院機能再編計画により、平成17年4月1日に病院から診療所へ機能転換し、病床数60床の病院から診療所となったものであります。この病院から診療所へ移行することで普通交付税の財政措置が大幅に減少することとなりますが、自治体病院再編等推進要領において激変緩和措置がとられることになりました。この財政措置は、自治体病院の医療提供体制の見直しにより、病床数の削減が行われた場合、削減後5年間程度再編前の病床数を有するものとして普通交付税措置が講じられるものであります。この特例措置は、平成17年度の病床数をもとに平成19年度普通交付税の算定からとなっており、今後平成23年度までの5年間措置される見通しとなっております。

基準財政需要額の算定につきましては、前々年度の数値をもとにいたしますので、大畑病院病床数における基準財政需要額の算入額は平成17年度が約3,113万円、平成18年度が約2,948万円となっております。なお、大畑診療所への繰出金につきましては、平成17年度は9,236万5,000円、平成18年度は8,303万4,000円となっており、病床数に係る算定分についても繰り出しを行っております。また、今後についても同様に繰り出す予定でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、大畑港の活用についてのご質問にお答えいたします。航路中断後、市は活用策を持っているのか示せというお尋ねであります。大畑と室

蘭を結ぶフェリー航路は、外港である大畑港の静穏度が不安定なため、運航率の低下、利用者数の減少などから平成10年1月から運休し、本年3月に廃止となり現在に至っております。現在は、漁港管理の一環のもとにあります。特に具体的な活用計画もないのが実情でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、むつ市政の現況の問題点と私の市政の具体的施策を示せとのことですが、現況の問題点につきましては、本定例会の議案の参考資料として提出いたしましたむつ市長期総合計画の中に主要課題として10項目に分けて網羅しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

私の市政の具体的施策につきましては、私の公約に沿って概要をご説明いたしますが、さきにご質問いただきました目時議員と答弁が重複いたしますこととお許しいただきたいと存じます。

まず、「まちづくりの主役は市民」につきましては、職員に対する訓辞でも申し上げましたが、市民に開かれた行政を展開していくということがあります。市民に対して情報の公開を徹底的に行い、市の状況を理解していただくとともに、その意見を酌み上げる仕組みをつくっていくことから始めたいと考えております。

次に、「最少の経費で最大の効果を」につきましては、言うまでもなく財政運営の基本であります。一般財源の確保が年々困難な状況にある中、杉山市政においては、職員の削減による組織機構のスリム化、積極的なアウトソーシングの導入による物件費等の抑制、公債費負担の軽減を図るための市債発行額の抑制等、計画的かつ効率的な財政運営を推進してきました。私も杉山市政を継続し、電源地域という特性を最大限に活用しながら、最少の経費で最大の効果をという意識を恒常的に持ち、より一層の努力を惜しまない所存であります。

次に、「こどもは地域のたからもの」につきましては、まさに地域の人づくりの原点として、こどもは地域のたからものというキーワードを掲げました。少子高齢化という背景の中で、本市を活力と魅力あふれる地域にするためには、次世代を担う子供たちの教育環境の底上げが必要であります。学力、文芸、スポーツに係る底力の育成はもとより、地域活動や社会活動などを通じた地域社会への愛着を高めていけるような教育環境の充実を促進したいと考えております。

次に、「大切なのは地域のきずな」につきましては、少子高齢化による労働力や税収の減少に伴うマンパワーや財源不足に起因する医療も含めた福祉対策の充実が停滞を余儀なくされていることは切実な課題であります。それを地域社会全体の問題としてとらえながら、地域が一体となつて市民相互の課題として、ともにきずなを深めることが何よりも大切なことではないかと考えております。

次に、「公共事業は地域の“いしずえ”」につきましては、三位一体改革というドラスチックな改革により補助金の削減、地方交付税の改革、税源移譲が一体的になされ、地方財政のスリム化を余儀なくされた中で、結果的にそのしわ寄せが公共事業の減少傾向につながったことは言うまでもありません。他方、地域インフラの整備等は、いまだ充足せず、公共事業によるある種の経済効果の側面も否定できないのが地方の現状であります。したがって、市民需要の高い優先的公共事業については十分に検討し、計画的に振興し、見直しもあわせて行っていきたいと、こういうふうに考えております。

次に、「むつ市のうまいは日本一」につきましては、地域の誇りである豊かな自然資源をはぐくみ、それを生かした付加価値を高めて、各地区の特性を生かした農水畜産物の生産拡大とブランド

化を目指して、地産地消のみならず、販売促進を拡大していきたいと考えております。無論これと連動して誘客、リピーターのための広域周遊型観光の形成に不可欠な交通アクセスの改善も同時に図らなければならないと考えております。

次に、「安心して暮らせる毎日が基本」につきましては、農林水産従事者の高齢化や後継者不足など、生産基盤の構造的脆弱化を否定できない現状を踏まえて、特色ある地域産業の育成とリンクした技術開発の推進や商品づくり、さらには販路拡大、新たなビジネスの創出、ひいては雇用機会の創出を推進することで、安心して暮らせる毎日が基本というスローガンとして強調いたしました。

今後これらを事務事業として進める中で、より吟味し、施策としてもっと具体性を持たせるよう努力してまいりたいと思いますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（川端澄男） 4番。

○4番（堺 孝悦） それでは、各項目について再質問いたします。

バイオディーゼルについては、私たしか去年の12月でした、一般質問で取り上げました。それで、政務調査費を使って八戸に行って現物を見てきました。実態も私聞いてきました。そこで、ここの新聞報道によりますと、ちょっと引っかかる部分があって一般質問をしたわけです。つまりむつ市が障害者施設から購入とうたってありますね。購入ということは、販売ということになるわけです。この販売、購入が適切に果たして問題ないのかということで質問に取り上げたわけです。

私が見学した八戸の説明では、精製をして燃料として使うと。ただし、自家消費であると。だから別に問題ないのだと。もしこれが精製から販売ということに踏み出せば、石油事業法という法律に抵触するおそれがあるので、今の状況はそこは

できないというお話でした。その辺精製販売ということであれば、その石油事業法の絡みはどうなっているのかということでひとつお尋ねをする、そういうことです。

それから、準離島航路についても触れます。住民の利便性を考えると、税の投入やむなしというのが結論でしょう。ただし、このシラインというのは、簡単に言えば、分離して新しくつくった会社ですね、私はそう思っています。そこで、民間の会社であっても、その公共性を重んずるという意義はわかりますけれども、これをいつまでやれば解決するかという見通しは私には立たないと思います。

そこで1つの試案ではありますけれども、かねてより皆さんご存じのように、下北半島は海辺に沿って随分道路は続いているわけですが、はつきり申し上げて内陸部を結ぶ道路が一向にないわけです。そこで私ここに地図を持ってまいりましたが、大畑庁舎で調べました。薬研から佐井、川内を結ぶ道路が一本抜けます。これは元林道だったはずですが。キロ数にすれば、調べるとすぐわかります。多分20キロそこそこでしょう。3差路まで行くのには7キロちょっとです。私も植樹祭で途中までは行くのですが、そこから先はやっぱり、単独で行って、もしも万が一があれば、これは大変だと思って、必要性もないものを自ら行かない状態ですけれども、ぜひそういう離島航路の問題を将来にわたって考えるならば、回れ右して内陸部を何とか利便性を図るのが私としては望ましい。そうなれば、離島という観念も薄らぐはずですが。ぜひこの奥薬研から佐井、川内、キロ数を精査し、市長の話では、財政があと5年ぐらい我慢すれば何とかなるとい話ですから、計画だけはぜひ私は盛るべきではないかという考えで今申し上げます。

それから、自治体の病床については、診療所化

したと同時に急激な財政措置が困るだろうから、お金は従来どおりよこしたというのが現実です。ただ、余りこれ踏み込みませんけれども、実際的に大畑地区民が今最大の悲哀をなめている現状は、この病院問題なのです。ぜひ税として国保税をいただいているわけですから、私としては、この活用というものについてはもっと踏み込んでもらいたい。そういうことで、市長の大枠な考えを述べていただきたい。

大畑港の活用、これも経済の衰退とともに東日本フェリーが撤退したと、そしてそのお金も政府から補てんしたという事実があります。ただし、私としては先ほど言いましたように、下北半島縦貫道路もやがて押してくる、そして内陸部を抜くという大きな観点から考えた場合、やはり対北海道、これを視野に入れた計画もまた私は決して無駄ではないと思います。

なぜかといいますと、ここに資料を持ってまいりましたが、世界でも2そう目かな、青森から高速フェリーが走るわけですね。時間にして半分です。たしか半分なはずです。やはり高速時代に入ったということなのです。これは、1万トン岸壁がなければちょっと難しいのですけれども、大畑の漁港はたしか5,000トンの岸壁なはずです。これも今すぐどうのこうのでなくて結構です。やはり下北半島が経済的に活路を見出すためには、地政学から見て検討する時期ではないかと。従来の道路を幾ら整備しても、それは安全性は確保されますけれども、距離的問題は依然として残るわけです。ですから、内陸部と同時に大畑、あるいは関根浜、下北半島縦貫道路、それを立体的に結びつける意味では、今からそういうものを検討してみてはいかがでしょうかということでご提案申し上げます。

それから、宮下市長が選挙公約で皆さんにご提示した宮下市政の基本的姿勢、よくわかります。

私もこれは総合的でちょっととらえにくいと思いましたがけれども、市議会を通して徐々にその具体的姿は我々にわかってきたのです。だんだんわかってくると思います。1つ、合併して、先ほどから、特に町村部は何もいいことがなかったなど、そういう声が圧倒的に多いです。ただし、私の感ずるところでは、今のところ1つあります。市長、何だと思いませんか。それは、市長が最も望む子は宝です。これは、合併によって子供たちの交流は以前と話にならないくらい進んでいます。したがって、この子供たちがやがてこの合併の効果を一番先に享受するでしょう。そう思っています。ですから、優先順位をつけるわけではないけれども、やはり子供たちに我々はこの合併の苦しさを、そして将来にわたった財政負担を我々が何としても乗り切る、その決意を私は子に託すべきではないかと思っております。

そこで、何点か伺いましたけれども、市長の回答をお願いします。

○議長（川端澄男） 市長。

○市長（宮下順一郎） まず、大畑診療所の件、この件につきましては、下北医療センター議会もございます。そちらのほうの問題かと思えますけれども、基本的には医療をしっかりと維持していくというのが行政の立場であるという共通な認識のもとで、大畑診療所のあり方検討委員会という形で先日も答弁をいたしました。それらの意見を慎重に踏まえて取り組んでいかなければいけない問題だと、こういうふう考えております。

さらに、私の政治姿勢の部分で7つの公約をるお話をさせていただきました。あくまでも選挙戦の中での、あくまでもということは、ちょっと語弊がありますけれども、かなり時間が迫っている中での、そして短時間の中での公約の披瀝というふうなことをございますので、総合的になることは当然だと、こういうふう思います。ただ、

これから今後具体的な形で予算の部分だとか、それから事務事業の部分で、この7つの公約を十分に反映して、信任をいただいたわけですので、その政策について私は務めていきたいと、こういうふうに思います。

子は宝という部分で、今堺孝悦議員が合併効果が非常に出てきているというふうなことは、やはり合併してよかったなという1つの証左であろうと思いますし、先ほど来合併して何もよくならない、何もなかったというふうな部分は、十分にこれは意見を吸い上げて、酌み取って、検証して、対策を講じていくということであります。非常にそういう意味では合併に携わった方々、今のご発言は非常にうれしく感じたというふうな思いでございます。

その余につきましては、担当から答弁をさせます。

○議長（川端澄男） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（佐藤節雄） バイオ燃料についてお答えいたしたいと思います。

まず、議員ご発言の石油事業法ですけれども、本来は石油業法と言っていましたけれども、これは平成14年に廃止になってございます。現在は、石油の備蓄の確保等に関する法律ということで、石油の販売業については定義されております。ただ、この販売について、うちのほうで東北経済産業局の資源エネルギー環境部資源・燃料課に問い合わせをいたしております。このバイオ燃料については、100%をそのまま使用するのであれば、揮発油等の品質の確保等に関する法律に定める軽油には該当しないと。軽油に該当しないということは、その法律の適用を受けないということでございます。例えば軽油とバイオ燃料をまぜて使うと、5%をまぜて使うということになってきますと、これはあくまでもその石油の品質のほうに抵触してまいりますので、当然事業の許可を受けな

ければいけないということになりますけれども、100%の場合は必要がないと。

そして、給油装置も整備しておりませんし、不特定多数に販売するものでもないということで、特に問題はないということをお答えいただいておりますので、ご了承いただきたいと思います。

○議長（川端澄男） 建設部長。

○建設部長（成田 豊） 堺孝悦議員の内陸部の利便性の件のお尋ねがございましたので、私のほうからお答えいたしたいと思います。

薬研並びに湯野川を通る道といたしましては、私ども現在4路線把握いたしております。まず1本は薬研佐井線でございますけれども、これは一般県道でございます。これにつきましては、観光等の重要な路線であるというふうなことから、これまで平成14年度から、それ以前からかもしれません。平成14年から今年まで県のほうに要望しております。それに対しまして、県のほうでは安全性向上の観点から、平成17年度からは交通安全施設整備事業で待避所やガードレールなどの施設整備を進めており、今年度も引き続き整備促進を図っておるというふうなことでございます。中でも奥薬研の工区につきましては、今年度から事業を再開しているということでございます。

それから、もう一本ですが、川内湯野川から佐井線でございますけれども、これも一般県道でございます。これも定時あるいは災害時の迂回路として重要な位置を占めておりますので、特に狭い部分等ございますので、これまでも平成16年度から本年まで県のほうに要望しております。それに対しまして県のほうでは、交通安全の確保のために道路拡幅工事、あるいはのり面の工事を進めているということでございます。

冬期間の交通確保に関しましては、山岳道路ということで、ご存じのように勾配が急である、それからカーブが多い、そういうふうなことの整備

をしていくということでございますけれども、かなり費用がかかるということで、当分の時間はかかるものと思います。

それから、ご指摘のありました葉研湯野川線でございますけれども、これは前は併用林道でございまして、通称あすなろラインでございます。旧大畑町側が11.9キロ、それから旧川内町側が6.6キロ、合計18.5キロメートルでございます。これまで旧2町では、下北地域の産業、経済及び観光面から重要な路線といたしまして県道昇格を図り、整備を促進するため、2町が歩調を合わせまして、平成2年9月に町道認定しております。現在は、合併いたしておりますので、市道として管理している路線でございます。

認定後は、これまで下北総合開発期成同盟会が、これもかなり古い時代から今日まで最低でも6回以上休むことなく要望してまいっております。それに対しまして県では、この地域の開発の動向、あるいは交通需要、さらにはこれまで着工した箇所の整備状況等を踏まえつつ、今後長期的課題としてとらえて検討してまいりたいというふうに考えている状況でございます。

また、その前に市道の事業として整備することについてでございますけれども、技術面、あるいは財政的な観点から、これまた非常に困難な状況であると思っております。

以上のような状況でございますけれども、今後とも引き続き下北総合開発期成同盟会として強力にお願いをしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（川端澄男） 4番。

○4番（堺 孝悦） では、再び質問いたします。

ほかの燃料と混合すれば石油事業に抵触すると、ただし100%であれば何ら問題ないということとで了解しました。私もこれは現地に行って見て、

民間活用はなかなか厳しいなど。というのは、やはり冬の凍結の問題が非常にネックであると。ただ設備そのものはせいぜい3坪か4坪のところに自動化してございまして、そんなに問題ないと。ぜひこれを廃油の再資源利用という観点からも、量は限られてしまいますけれども、そういう意識改革の1つのシンボルとして存続していただきたいと、そう思っています。

それから、シライン、これは先ほど言ったように離島問題等の含みもありまして、3,700万円やむなしという気はしますけれども、やはりいつまでもそれを続けるというのも、これもまた財政的には見通しのないところになってくるわけです。したがって、先ほど建設部長も言ったとおり、内陸部を抜くことによって将来的にはこの問題の解決を図ると。このような観点から、ぜひ道路整備のほうにも目を注いでいただきたいと。でないと、せっかく観光資源がありながら、ぐるっと回らなければ行けないと、非常に旅の人にしてみれば、なかなか厳しいなという面はぬぐえないと。それから、故事をまた引きますけれども、すべての道はローマに通ずるではないですけども、すべての道はむつに通じるわけですね、下北半島は。そういうことですね。その観点からも、新しい道路をつくることによって新しいむつ市は発展するわけです。従来とは違った観点から物をとらえないと、なかなか難しいと私は思っています。

病院問題については、市長の答弁に期待します。

大畑港の利用について、私はなぜ1万トン岸壁などという話をしましたかといいますと、ここに青森一室蘭にも活用したいという記事が載っていますね。たしか大畑から室蘭までは大体4時間だったはずですが、もしもこれが仮に実現したとすれば、2時間で室蘭に行くわけです。したがって、東日本フェリーもそういう点では室蘭を考えた場

合、青森よりは大畑のほうにぜひ目を向けてもらいたいというのが私の立場です。1万トン岸壁をつくるのに相当の金もかかるわけですが、長い将来にわたってみれば、社会資本の整備ということでも十分検討するに値すると思っ提案いたしました。そういうことです。

それから、むつ市については、1つ、子は宝であると。これは、本当に合併によって我々の身近な問題で実感しております。これからまさに新しきリーダーの時代に入るわけです。皆さん期待しています。年も若いし、聡明でもあるし、男ぶりもいいと、これが評判です。そこで一言、はっきり申し上げて大畑地区民は合併によって現在悲哀をなめております。しかし、やむなしです。産みの苦しみです。そこで、大畑地区民の言葉を代弁して一言申し上げて私の一般質問を終わります。

これは陽明学的一种であります。出る月を待つべし、散る花を追うことなかれです。この心境をもって頑張っていこうと思います。よろしくお願ひします。

○議長（川端澄男） これで、堺孝悦議員の質問を終わります。

午後3時まで暫時休憩いたします。

午後 2時43分 休憩

午後 3時00分 再開

○議長（川端澄男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎東谷良久議員

○議長（川端澄男） 次は、東谷良久議員の登壇を求めます。28番東谷良久議員。

（28番 東谷良久議員登壇）

○28番（東谷良久） 脇野沢クラブ所属の東谷良久でございます。例年にない酷暑だった夏も過ぎ、

朝夕に秋を感じるきょうこのごろ、けさの釜臥山は特に雄大に見えました。

むつ市議会第193回定例会において、通告に基づいて一般質問をいたします。質問3日目、それも最後の5人目となれば、皆様方には大変お疲れとは思いますが、いましばらくおつき合いお願いしたいと思います。

杉山前市長の死去により、去る7月15日に行われた市長選に見事当選し、宮下丸が船出して約2カ月過ぎようとしております。市長は、選挙中幾つかの公約を掲げておりましたが、そこで私は市長の市政運営について、次の5点について質問いたします。

1、まちづくりの主役は市民、2、最少の経費で最大の効果を、3、こどもは地域のたからもの、4、大切なのは地域のきずな、最後に5として、安心して暮らせる毎日が基本。もう既に6人の議員の方が新市長の政治姿勢及び市政運営に関しての質問等、答弁する市長も大変かとは思いますが、いま一度簡潔に答弁を求めたいと思います。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（川端澄男） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 東谷良久議員のご質問にお答えいたします。

むつ市長選挙において、私の掲げた7項目の公約につきましては、さきの目時議員及び堺孝悦議員にお答えいたしているところでありますが、このうち5項目について重複いたしますが、ご説明いたします。

まず、「まちづくりの主役は市民」につきましては、初登庁後、ただちに職員に対するその訓辞の中でも申し上げたところでありますが、市民に開かれた行政を展開していくということであります。市民に対して財政状況、さまざまなむつ市の課題、そういうふうなものの情報公開を徹底的に

行いまして、そしてわかりやすい方法で市の状況を理解してもらうことともに、その意見を酌み上げる仕組みをつくっていくことから始めたいと考えておりますし、また一部実施をいたしているところもあります。それは、まだ各庁舎等の職員の段階でございますけれども、それをもっと広げて住民の皆様方のご意見を聞く仕組みをこれからつくり上げていきたいと、こういうふうに考えております。

次に、「最少の経費で最大の効果を」につきましては、言うまでもなく財政運営の基本であります。一般財源の確保が年々困難な状況にある中、杉山市政においては職員の削減による組織機構のスリム化、積極的なアウトソーシングの導入によりまして物件費等の抑制、公債費負担の軽減を図るための起債発行額の抑制と、計画的かつ効率的な財政運営を推進してきました。私も電源地域という特性を最大限に活用しながら、最少の経費で最大の効果をという地方自治法にあるその意識を恒常的に持ち、より一層の努力を惜しまない所存であります。

次に、「こどもは地域のたからもの」、これにつきましては、まさに地域の人づくりの原点としてこどもは地域のたからものというキーワードを掲げたところであります。少子高齢化という背景の中で、本市を活力と魅力あふれる地域にするためには、次世代を担う子供たちの教育環境の底上げが必要であると考えております。学力はもとより文芸、スポーツもろもろのその子供たちの底力の育成はもとより、地域活動や社会活動などを通じた地域社会への愛着を高めていけるような地域づくり、そして教育環境の充実を促進したいと、こういうふうに考えております。

次に、「大切なのは地域のきずな」につきましては、少子高齢化による労働力や税収の減少に伴いますマンパワーや財源不足に起因する医療も含

めた福祉対策の充実が停滞を余儀なくされていることは切実な課題ではありますが、それを地域社会全体の問題としてとらえながら、地域が一体となり、またボランティア活動、さまざまな地域活動、それを通して市民相互の課題として、ともにそのきずなを強める、深めるということが何よりも大切なことではないかと、こういうふうに考えております。

次に、「安心して暮らせる毎日が基本」、これにつきましては、農林水産業の従事者の皆さんの高齢化、後継者不足などが生産基盤の構造的脆弱化を否定できない現状を踏まえまして、特色ある地域産業の育成とリンクした技術開発の推進や商品づくり、さらには販路拡大、新たなビジネスの創出、ひいては雇用機会の創出を推進することで、安心して暮らせる毎日が基本というスローガンとして強調いたしましたところであります。

今後これらの事務事業を進める中で、先日議決をいただきました長期総合計画をしっかりと踏まえ、そしてその下位に当たりますさまざまな計画の段階で、さらにその事務事業を進める中で吟味して、施策として具体性を持って臨んでいきたいと、こういうふうに考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（川端澄男） 28番。

○28番（東谷良久） 私が質問しました5つの質問に関しましては、もう6人、私で7人目ですか、答弁は幾通りとか聞いております。そこで、特に私が再質問したいところだけ述べてみたいと思います。

順番は不同になりますけれども、最少の経費で最大の効果をの項目ですけれども、どうでしょう、市長、職員の方と民間社員というのでしょうか、その交流の場とか、私は市の職員はあくまでもサービス、住民、市民に対してもっとわかりやすい言葉遣いだとか、サービス精神をもっと前面に出

してもいいのではないだろうかと思っております。特に年配の方なんかは庁舎なんかに行きますと、用事があって行くわけですね。その対応する職員の方が、もっと丁寧に、当人が納得できるような対応の仕方というのでしょうか、ちょっと言葉に語弊あるかもしれませんが、「何の用か」とか、上から見るような感じを時々思うときがあるのです。その辺いかがお思いか、お願いします。

○議長（川端澄男） 市長。

○市長（宮下順一郎） 私は、職員がそういうふうな態度をとっているとは思いません。絶対そういうふうな態度で市民の方々には臨んでほしくないということは私就任早々職員の訓辞の中でも、その意は伝えたつもりであります。特に私今毎日登庁しているわけですが、正面玄関ホールところで自分の窓口を探している部分、また窓口の案内の者が、その時間の都合でいないときもあります、現実に。そのときやはりどこに行けばいいのかなというふうなときには、私が見ますと、その方には「どちらですか」とか、そういう声をかけております。また、その気持ちが職員の皆さんに浸透するように、行政は1つのサービス業であるという認識を持ってもらうべく私は督励もしていきたいし、そしてまた仕事にも精励してもらいたい。基本はやはり行政もサービス業の1つであるという基本的な精神を常に職員一同持ってもらうたいと、こういうふうに思っております。

そういう意味で、ただいまの東谷良久議員のお話はしっかりと、そういうことのないように私も督励をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川端澄男） 28番。

○28番（東谷良久） 確かに私も朝から晩までいるわけではありません。別に本庁舎に限らず、たまたま行ったときにそういう光景なり、また耳にす

るときもあるのです。だから、いま一度徹底してもらいたいと思います。

それと、職員の部分にちょっと関連することなのですけれども、これ私からの提案なのです。よく何年かすれば課が異動する。そのことによって専門的知識というか、私からすれば、それは入った当初はいろんな仕事を覚えるのも結構でしょう。ある程度たてば、専門職というのですか、プロフェッショナル的な人を育てて、その下に後継者をまた育てると。よく税金だとか何かで専門職を育てるというのもいかがかなと思うのですけれども、その件に関してはいかがでしょうか。

○議長（川端澄男） 市長。

○市長（宮下順一郎） 今の体制、私まだ一切そういう部分についての組織の中身等については現状のままでやっているわけでございます。そこで、大体新採用された場合は、大体3年というふうなことで、そしてあとはおおむねそれ以外については4年から5年くらいでその課をかわっていくと、異動するというふうなことが基本的であると伺っております。ただ、そこで仮にある人間が5年その課にいて、5年、10年と専門職という形でやっていくのもまた1つの考えだと思ひますし、また行政ですので、さまざまな分野にわたって住民の要望にこたえていくというふうな形もやはりまた必要だと思ひます。私にすれば、やはりその4年ないし5年の中で、その本当にプロになっもらうように頑張ってもらいたいと。

税務関係のお話出ましたので、そこで5年間いる中で、例えば税理士の試験まではいきませんけれども、そういうふうな何科目か、自らの力で、自分の能力をスキルアップしていくという国家試験だとか、さまざまな試験の資格を取るというふうな意欲を持ってもらうような形もこれからは必要なのではないかなと、こう思ひます。ただ、そこに固定してしまうと、またさまざまな弊害も出

てくるのは否定できないと、こう思っております。そのバランスをよく考えていきたいと思いません。

以上です。

○議長（川端澄男） 28番。

○28番（東谷良久） 次ですけれども、項目の中に「こどもは地域のたからもの」とあります。確かに少子高齢化の社会の中で、すごくいいスローガンだと思います。公約だと思います。そこで、子供はもちろんです。経験豊かな大人の方、熟年の方、定年になってでも結構元気で社会、地域に役立てる能力を持った方はいっぱいいると思うのです。その辺にももうちょっと力をとか、何か考えていることがありましたら、一言お願いします。

○議長（川端澄男） 市長。

○市長（宮下順一郎） 「こどもは地域のたからもの」というスローガンで臨んだわけでございます。基本的には、その子供をさまざまな部分で指導し、教育をしていく、そして知恵を授けていくというふうなものは、その年齢層というものはやはりそれ以上の方になります。そこで、現役世代の方々だけでなく、例えば退職なさった先生方だとか、そういうふうな部分で、地域の中で子供の教育にサポートしてもらおうとか、そして指導してもらおうとか、そういう場面は当然必要だと認識いたしております。昨日敬老会に出てごあいさつをさせていただきましたけれども、やはり先輩たちの経験豊富な部分、これは知恵として私たちがつないでいき、そしてその知恵を子供たちの成長に役立てていくという形で、地域が一丸となって子供は宝物という意識を持ち、そしてその原石を磨いていくというふうな姿勢は必要だと。この部分については、教育委員会のほうともよく連携をとり合って、子供たちは十分さまざまいっぱい能力を持っているわけです、その能力を引き出すべく学力はもとより、スポーツ、文芸、さまざまな部分で力

を入れてサポートしていきたいと、こう思っております。

以上です。

○議長（川端澄男） 28番。

○28番（東谷良久） また別な項目で、地域のきずなを深めるということで、あくまでも私的な提案なのですけれども、下北地域にはむつ地区、大畑地区、川内地区、脇野沢地区といろんな郷土芸能があります。手っ取り早い話、どうなのでしょう、1年に1回とか2年に1回とか、ある場所に各地区の郷土芸能、踊りとかいろいろなありますよね、屋台とか山車とか、そういうイベントを婦人会だとか子供の郷土芸能とかのほかに、それも含めて、費用はかかるのでしょうかけれども、何地区、何地区とか集合させたお祭りのイベント、そこには市サイドからもサポートをしてもらって地域を活性化するとか、融合の場になるかなと思っているのですが、どうでしょうか。

○議長（川端澄男） 市長。

○市長（宮下順一郎） 郷土芸能につきましては、たしかさまざまな団体がこの下北文化会館の大ホールで郷土芸能大会ということを開催し、私も議長職のときによく出席をさせていただきまして、広く下北全域から集まって、子供たちの芸能発表、また老人クラブ、婦人クラブの芸能発表大会ということが現に開催されております。

その部分はそうでしょうけれども、お祭りを集約して1カ所にといいうふうな今お考えがご提示されたわけですが、やはりお祭りの場合は、さまざまな神社のお祭りもありますでしょうし、単に地域のイベントとしてのお祭りだったら、それは可能性があるかもわかりません。しかしながら、各地区の神社、それぞれのお祭りと、合社のお祭りというふうなことを1つに集約してというふうな形でやるということは、やはりそれぞれの神社側のご都合もありますし、またお考えもある

と、こういうふうには思っております。しかしながら、たしか市制施行40周年のときに大湊のお祭りの船山と田名部まつりの山車が下北文化会館の前に集合して、その40周年をお祝いしたという事実もございます。それらもひっくるめまして、今後そういうものが可能なのかどうか検討していかなければいけない、時期を見て検討していかなければいけないと思っております。

この地域のきずなの中では、私はとにかくお祭りにはできるだけ交流を深めるために、合併の一体感を醸成するためにも職員には、本庁、脇野沢、また川内、大畑というふうな形で参加を促しておりますし、そういう意味でお祭りをきっかけにして、その一体感の醸成感を高めていくというのも1つの大きな手法だと、こういうふうを考えております。できるだけ私もお祭りには参加させていただきたいと思っております。

以上です。

- 議長（川端澄男） 28番。
- 28番（東谷良久） 市長の前向きな答弁、頼もしく思いました。

最後に、杉山前市長の死去に伴って新市長になった現市長、ぼつぼつとその自分の色を出してもいいのではないかなと、徐々にです。それと、たばこの吸い過ぎには十分注意しまして、健康で、宮下丸が船長が健康でなければ到底目的地に到達できません。これで質問を終わります。どうもありがとうございました。

- 議長（川端澄男） これで、東谷良久議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

- 議長（川端澄男） 以上で本日の日程は全部終わりました。

明9月12日は川下八十美議員、柴田峯生議員、

横垣成年議員、大澤敬作議員、斉藤孝昭議員の一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 3時25分 散会

